

表 15 令和 2 年度肥料・農業モニタリング調査結果

令和 2 年度 肥料・農業モニタリング調査結果 < 主要 9 品目以外 > (現15品目・主要品目と一部品目兼有)

化学合成農薬の使用回数低減率	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29(2017)		H30(2018)		R1(2019)		R2(2020)		10ヶ年平均		
	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	2006(前)	2010(前)	2014(前)	2018(前)	2020(前)	2006(前)	2010(前)	2014(前)	2018(前)	2020(前)	2006(前)	2010(前)	
大豆	6.3	-18.8	-6.3	31.3	31.3	50.0	69.2	41.7	64.1	50.0	69.2	62.5	76.9	24.8	32.3								
小麦	70.0	60.0	60.0	50.0	50.0	20.0	30.0	76.7	60.0	86.7	60.0	86.7	50.0	83.3	53.0	66.3							
スイートコーン(圃地)	28.3	30.0	25.0	20.0	31.7	20.0	1.7	26.3	18.3	36.8	11.7	33.8	5.0	28.8	19.2	28.3							
さやえんどう	70.0	100.0	100.0	20.0	60.0	0.0	-140.0	-9.1	10.0	86.4	0.0	71.4	-40.0	42.7	28.0	54.1							
さやえんどう(兼)	77.8	66.7	77.8	77.8	88.9	83.3																	
ライオン(兼)	25.0	25.0	50.0	16.7	-25.0	0.0	-8.3	45.8	0.0	50.0	-33.3	33.3	33.3	1.7	25.4								
カリフラワー(兼)	100.0	94.0	98.0	98.0	92.0	92.0																	
アブラムシ(兼)	46.7	66.7	56.7	16.7	40.0	40.0	40.0	55.0	40.0	55.0	40.0	55.0	36.7	52.5	33.3	50.0							
アブラムシ(兼)	51.5	56.2	49.2	46.9	44.6	41.5	44.6	44.6	44.6	39.2	41.5	38.5	38.5	45.4	45.4								
ホトトギス(兼)	56.7	63.3	46.7	30.0	13.3	73.3	63.3	66.6	40.0	48.6	30.0	40.0	48.6	45.7	48.9								
ダイコン(兼)	-75.0	-75.0	-75.0	-225.0	-75.0	100.0																	
なかいも	42.9	50.0	57.1	78.6	71.4	14.3																	
アモロ生	44.1	43.4	43.1	41.4	39.3	31.7	40.2	40.2	39.4	39.4	59.1	59.1	44.6	44.6	43.2	43.2							
アモロ生	55.6	56.1	55.0	55.0	53.4	53.4	58.7	58.7	50.8	50.8	51.6	51.6	50.8	50.8	54.1	54.1							
アモロ生	36.1	42.2	41.5	41.5	40.1	41.5	35.7	35.7	33.3	38.1	38.1	39.3	39.3	38.9	38.9								
アモロ生	33.9	34.8	35.7	31.7	27.0	32.6	32.6	27.2	27.2	29.3	29.3	22.8	22.8	31.1	31.1								
アモロ生	36.4	36.4	40.0	36.4	40.6	36.4																	
アモロ生	41.9	36.9	36.3	36.3	29.4	31.3	29.7	25.0	29.7	25.0	30.5	25.8	47.7	44.2	34.9	33.2							
アモロ生	57.1	57.1	57.1	58.6	61.4	62.9	60.0	60.0	53.6	45.8	53.6	45.8	57.1	45.8	57.9	55.2							
アモロ生	26.7	28.0	33.3	36.0	31.3	29.3																	
アモロ生	28.7	31.3	31.3	31.3	36.7	41.4	34.2	34.2	31.5	21.9	35.8	19.8	25.0	6.3	33.3	28.3							
アモロ生	43.0	43.8	43.8	31.8	41.5	35.3	9.2	42.0	42.6	47.2	47.5	47.5	24.0	44.4									

化学肥料由来の窒素成分低減率

化学肥料由来の窒素成分低減率	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29(2017)		H30(2018)		R1(2019)		R2(2020)		10ヶ年平均		
	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	2006(前)	2010(前)	2014(前)	2018(前)	2020(前)	2006(前)	2010(前)	2014(前)	2018(前)	2020(前)	2006(前)	2010(前)	
大豆	-200.0	-6.7	-6.7	-6.7	46.7	20.0	-38.9	5.3	-17.8	19.7	-50.0	-2.3	55.6	9.1	-20.4	-12.2							
小麦	32.4	46.4	53.1	29.8	14.1	40.0	34.7	51.0	59.6	69.7	59.8	69.8	63.6	72.7	43.3	47.9							
スイートコーン(圃地)	20.5	6.6	-4.9	-10.7	-8.0	-12.5	13.6	24.4	20.4	30.4	24.4	20.4	29.8	19.7	29.7	6.4	10.5						
さやえんどう	33.2	38.4	27.1	48.2	53.3	58.9	65.3	66.2	74.7	76.2	64.5	64.2	18.9	28.5	48.3	49.4							
さやえんどう(兼)	50.7	88.4	88.9	64.1	41.4	74.1																	
ライオン(兼)	-32.5	-13.3	-10.8	50.0	21.0	47.5	22.9	36.3	-50.0	-110.8	-68.7	-110.8	-68.7	-18.7	-5.7								
カリフラワー(兼)	18.3	-1.2	-1.4	-2.9	5.7	0.7																	
カリフラワー(兼)	55.0	38.4	36.7	43.6	62.4	38.6	43.8	43.8	45.7	45.7	43.4	43.4	48.6	48.6	45.6	45.6							
キヤベツ夏秋	10.5	13.7	14.2	-3.8	12.7	5.8	18.2	18.2	11.2	11.2	26.4	26.4	34.9	34.9	15.0	15.0							
ホトトギス(兼)	63.0	80.7	54.7	66.2	66.5	70.4	71.0	71.0	64.5	64.5	22.2	22.2	23.9	23.9	58.3	58.3							
タマネギ	2.1	-19.6	-11.0	3.5	10.4	34.8																	
ダイコン(兼)	54.0	45.7	-12.0	-12.0	-1.3	-12.0	22.7	22.7	-12.0	-12.0	14.7	14.7	12.0	12.0	10.0	10.0							
なかいも	67.9	63.9	54.9	90.6	88.6	93.4																	
アモロ生	84.7	84.7	84.4	84.4	87.9	86.4	89.2	89.2	86.3	86.3	83.8	83.8	83.4	83.4	85.5	85.5							
アモロ生	84.0	84.0	84.0	84.0	88.1	88.1	89.4	89.4	81.7	81.7	72.4	72.4	24.5	24.5	78.0	78.0							
アモロ生	84.6	84.6	84.6	85.1	88.0	88.0	85.8	85.8	85.8	85.8	64.1	64.1	12.6	12.6	76.3	76.3							
オトトギス	70.4	70.4	75.7	79.3	78.7	78.7	75.5	75.5	75.4	75.4	44.8	44.8	33.9	33.9	68.3	68.3							
リンゴ	83.8	83.8	83.4	83.8	82.0	82.5																	
カキ	34.3	34.3	34.3	34.3	45.2	45.2	65.7	65.7	84.3	84.3	85.5	85.5	87.4	87.4	55.0	55.0							
カキ	89.1	89.1	89.1	89.1	85.3	79.8	30.9	30.9	85.4	85.4	69.4	69.4	85.8	82.2	79.3	79.9							
アブラ・種あり巨峰	76.8	77.3	80.7	88.7	80.0	79.4																	
アブラ・甲斐路系	89.3	89.3	89.3	89.3	91.4	87.8	89.7	89.7	90.3	90.3	90.6	90.6	69.3	69.3	87.6	87.6							
品目平均	39.6	49.0	44.9	49.0	51.8	53.4	48.7	54.2	49.5	55.0	37.5	44.4	35.2	36.5									

令和 2 年度 肥料・農業モニタリング調査結果 < 主要 9 品目 >

化学合成農薬の使用回数低減率	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29(2017)		H30(2018)		R1(2019)		R2(2020)		10ヶ年平均		
	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	2006(前)	2010(前)	2014(前)	2018(前)	2020(前)	2006(前)	2010(前)	2014(前)	2018(前)	2020(前)	2006(前)	2010(前)	
水稲中冷地	47.1	46.2	46.2	55.7	51.0	56.7	52.7	52.7	58.8	58.8	56.0	56.0	56.0	56.0	52.6	52.6							
水稲中冷地	50.0	57.8	57.8	58.5	58.5	67.4	61.1	61.1	57.4	57.4	58.8	58.8	60.1	60.1	58.7	58.7							
トウモロコシ	40.2	49.3	42.2	40.6	62.2	55.0	62.2	62.3	30.0	43.1	97.2	66.3	51.3	61.0	47.6	51.8							
トウモロコシ	20.7	47.3	42.7	49.3	54.7	46.7	54.0	72.0	38.7	54.7	65.0	65.0	66.7	66.3	62.6	62.2							
トウモロコシ	71.6	60.0	60.8	59.6	60.0	50.0	70.4	71.0	67.5	64.1	65.0	65.3	66.7	66.3	62.6	62.2							
キヌカ	-7.6	-12.6	0.0	-10.0	6.6	-4.0	7.1	28.7	13.1	25.5	11.6	27.4	23.7	43.3	28.1	28.1							
キヌカ	29.4	15.4	30.7	32.9	24.6	14.0	23.2	41.7	25.9	42.6	26.3	39.8	25.4	31.9									
アモロ生	31.8	31.6	30.6	37.1	23.5	28.2	13.5	34.7	32.9	40.1	7.1	28.0	5.9	31.7	24.8	33.2							
アモロ生	40.6	31.8	32.9	32.9	38.8	39.9	21.8	36.7	21.8	34.5	35.3	45.5	21										

**3.2.28. 環境保全型農業直接支払助成金**

**【事業の概要】**

(事業内容)

国際水準 GAPに取り組み農業者の組織する団体、その他農林水産省令で定める者が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減(果樹のモモ、スモモ、ブドウ(巨峰群、シャインソングラッド)では化学合成農薬3割以上低減)する取組とあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い下記の営農活動を支援する(環境保全型農業直接支払補助金)。

有機農業(国際水準の有機農業に合致する取組。地域温暖化防止、生物多様性保全にも効果が高い。)

堆肥の施用(主作物の栽培期間の前後いずれかに堆肥を施用する取組。有機物を供給し、土壌中に炭素を貯留する。)

カバークロープの作付け(主作物の栽培期間の前後いずれかにカバークロープ(緑肥)を作付けする取組。)

リベンジマルチ(主作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組。)

草生栽培(樹園地などに麦類や牧草等を作付けする取組。土壌にすき込むことで有機物を供給し、土壌中に炭素を貯留する。)

不耕起播種(耕起をせず播種を行う取組。有機物の分解を抑制し、炭素貯留効果がある。)

長期中干し(14日以上の中干しを行う取組。土壌中のメタン発生を抑制し、地球温暖化防止効果がある。)

秋耕(春の田起こしをせずに、秋に田を耕す取組。春に比べて温度が低いことから土壌中のメタン発生を抑制する。)

また、環境保全型農業直接支払補助金の推進に向け、市町村による現地確認や農家指導等を実施するために必要な経費を助成する(環境保全型農業直接支払推進費補助金)。

**【目的・法令根拠等】**

(事業目的)

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を普及・拡大するため、農業者が組織する団体等が行う取組に対し掛かり増し経費の助成を行う。

(根拠法令等)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律  
環境保全型農業直接支払交付金実施要綱

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算	10,423	9,675	12,314
決算	7,254	7,664	9,775

(事業実績)

○H30年度

環境保全型農業直接支払補助金 12市村 129ha

環境保全型農業直接支払推進費補助金 3市

○R元年度

環境保全型農業直接支払補助金 13市村 135ha

環境保全型農業直接支払推進費補助金 3市

○R2年度

環境保全型農業直接支払補助金 10市町村 128ha

環境保全型農業直接支払推進費補助金 1市

各年度の補助対象と金額は次の通りである。

**表 16 環境保全型農業直接支払補助金 年度別補助対象・補助金額**

市町村名	令和元年度	令和2年度
韮崎市	536,475	486,375
南アルプス市	333,600	666,900
北杜市	4,085,400	7,487,100
甲斐市	99,000	91,125
中央市	28,200	0
山梨市	700,275	459,900
笛吹市	64,500	84,000
甲州市	182,175	132,300
市川三郷町	105,600	158,400
富士川町	78,000	115,875
富士吉田市	808,800	22,800
上野原市	108,600	0
道志村	15,600	0
合計	7,146,225	9,704,775

(出典：環境保全型農業直接支払補助金 交付決定額)

北杜市は、下記の理由で有機農業に適した立地条件であり、他の市町村よりも取り組み面積が大きくなっており、また、有機農業の交付単価は10aあたり12,000円であり、他の取り組みよりも高く設定されている。このため、北杜市への補助金額が他の市町村に比べ、高くなっている。

(北杜市が有機農業に適している理由)

### 3.2.29. 県営事業計画調査費

#### 【事業の概要】

区分	内容
事業内容	<p>土地改良事業を実施するに当たり、国の事業採択を受けるために必要な各種調査及び計画書作成を行う。</p> <p>県営事業計画調査費の内訳は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 畑地帯総合整備事業</li> <li>2. 経営体育成基盤整備事業</li> <li>3. 中山間地域総合整備事業</li> <li>4. ため池等整備事業（用排水施設整備）</li> <li>5. 土地改良施設耐震対策事業</li> <li>6. 農業用河川工作物応急対策事業</li> </ol> <p>県営事業計画調査費の経緯としては、次の3期に区分することができる。</p> <p>【平成15年度まで】 公共事業を継続的に実施していく上で、必要な地区について、自然体で調査を実施してきた。</p> <p>-平成11～15年度-</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平均調査地区数：14地区</li> <li>② 平均県費：66,856千円</li> </ol> <p>【平成16年度～平成19年度】 土地改良事業の新帰着工抑制方針のもと、調査地区数を圧縮してきた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平均調査地区数：5地区</li> <li>② 平均県費：26,385千円</li> </ol> <p>【平成20年度～令和2年度】 平成16年度以降の4年間の調査抑制により、公共事業予算額に比べ事業実施地区数が大きく減少し、1地区当たりの年間事業量が増加してきたことから、平成20年度以降については、事業実施地区数の減少を避けるため完了地区数に見合う新規事業の着手に向けた地区の調査を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平均調査地区数：12地区</li> <li>② 平均県費：55,388千円</li> </ol> <p>当該事業の課題としては、地域の一斉に基づき実施される事業であり、また、国の農業施策の動向にも左右されるため、各年度の計画調査地区数に変動が生じるものである。すなわち、計画的に実施可能なハード整備と異なり、定まった事業費や事業期間がなく、各年度による事業費の増減が予測しづらいため、予算の平均化は困難なものとなる。</p>
根拠規定等	土地改良法
開始年度等	
実施体制	耕地課担当職員2人

①標高が高く気温が低いため、害虫の発生が少ないこと  
②農地面積が多いため、広いほ場を確保できること

有機農業は、病害虫や天候に左右されやすく、危険分散のため、少量多品目の農作物を作付ける必要があり、慣行農業と比べ大面積のほ場が必要となること

③ 従来から有機農業を行う農家があり、新規就農者等に対する研修などの技術習得機会が多いこと

【具体的目標】  
なし

#### 【やまなし農業基本計画との関連】

「やまなし農業基本計画」2農業生産の効率化、農作物の高品質化（2）環境にやさしい農業の推進②環境に配慮した農業の推進に関連している。

#### 【実施した監査手続】

関連書類を入手し、閲覧と職員に対する質問を実施した。

#### 【指摘事項又は意見事項】

特に検出事項として記載するものはない。

【予算・決算執行状況の年度推移】

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	53,600	52,800	78,400
決算	53,600	52,800	78,400
執行率	100%	100%	100%

【実施した監査手続】

当該事業に関する詳細な実施内容を県所管課である耕地課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

特に検出事項として記載するものはない。

3.2.30. 新系統豚維持・組合せ検定費用

【事業の概要】

区分	内容
事業内容	<p>県産銘柄豚肉である「甲州富士桜ポーケ」の生産振興を図り、県内養豚農家の経営安定に資する。本県が作成した系統豚「フジザクラD.B」の維持と増殖及び「フジザクラD.B」に適した母豚の選定、生産を行い「甲州富士桜ポーケ」生産に必要な種豚を農家へ供給する。</p> <p>また、事業実績としては、平成24年度以降、新系統豚の維持と増殖、組合せ検定を実施している。</p> <p>当該事業の課題としては次のとおりである。</p> <p>日EU・EPA交渉やTPP協定など国際化の進展に伴い、県産畜産物の一層の競争力が求められている。また、近年は飼料費の高止まりなど生産コストが上昇している中、農家周辺の市街化が進み、環境対策の充実が求められることに加え疾病侵入の脅威が高まるなど、生産に直結しない経費が増大している。この現状を踏まえ、養豚農家では生産性の向上や競争力のある豚肉生産を推進していく必要がある。</p>
根拠規定等	家畜改良増殖法、山梨県家畜及び鶏の改良増殖計画
開始年度等	平成24年度
実施体制	本県の養豚経営振興に資するため、新系統豚の維持増殖を安定的に県が行うが、実施体制は畜産課担当職員3人、畜産部農技術センター3人

【予算・決算執行状況の年度推移】

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	29,519	29,408	24,241	23,973
(うち特財)	19,623	20,158	13,303	12,715
決算	27,251	28,645	23,575	—
執行率	92.3%	97.4%	97.3%	—

【実施した監査手続】

当該事業に関する詳細な実施内容を県所管課である畜産課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

【具体的成果目標】

当該事業に関する事業効果の指標及び計画実績比較は次のとおりであった。

【事業効果の指標及び計画実績比較】

(単位：頭)

区分	H29	H30	H31/R元	R2
「フジザクラD」の種豚売却頭数	計画 10 実績 11 差異 1	10 5 △5	10 4 △6	10 9
「フジザクラD」の精液売却本数	計画 50 実績 3 差異 △47	50 0 △50	32 9 △23	20 42 22
甲州富士桜ポークの生産量	計画 14,000 実績 7,335 差異 △6,665	14,000 7,550 △6,450	14,000 5,848 △8,152	14,000 6,063 △7,937

注：「差異」欄の数値は「実績」から「計画」を差し引いた数値であり、「△」の場合、実績が計画に達しなかったことを意味する。

上記の成果目標やその実績の推移について、県所管課による説明等は次のとおりである。

【「フジザクラD」の種豚売却頭数】

甲州富士桜ポークの年間生産目標は14,000頭であり、銘柄認定率を80%とすると、年間17,500頭の生産が必要。母豚1頭あたりの年間生産頭数は22頭であることから必要な母豚数は800頭程度である。母豚の種付けに必要な雄豚の頭数は7.3%であり、母豚800頭に必要な雄豚は58頭である。この58頭の種雄豚を農家では5年程度で更新することが一般的であることから、当センターから農家への雄豚供給頭数として年間10頭を新系統豚普及計画の計画頭数とした。

【甲州富士桜ポークの生産量】

甲州富士桜ポーク生産農場の母豚数をもとに、1腹当たりの生産頭数、育成率、分娩回数、銘柄率を勘案して積算し14,000頭を計画頭数とした。

【新系統豚普及計画の達成度評価】

豚伝染性下痢症や豚熱が県内において発生した影響から、豚の外部導入を控える農家が多く、計画値を下回ったが回復傾向にある。種豚の需要は生産農家の戸数や規模拡大意欲、疾病の発生などの情勢に影響を受けることが課題である。県の畜産振興施策の中で、優良種畜の供給基地としての役割を引き続き担っていく。

【新銘柄肉豚生産計画の達成度評価】

生産頭数はH30まで増加傾向となっていたが、令和元年及び3年に大規模な甲州富士桜ポーク生産農場で豚熱が発生したことに伴い、減少に転じている。しかし、甲州富士桜ポークの認定率が向上するなど、甲州富士桜ポークの生産性は向上しているため、豚熱により経営を一時的に中止している農場に母豚を安定供給することで生産頭数向上を目指していく。

【指摘事項又は意見事項】

No30 【意見事項】修繕等の随意契約理由の記載について（畜産課・山梨県畜産酪農技術センター）

令和2年度に実施した修繕工事のうち、育成豚舎（B舎、E舎）除糞スクレーパーの修繕については、「支出負担行為伺い」の起案文書の中で随意契約及び適用法令を指定しているが、その随意契約の詳細な理由が記載されていない。当該起案文書に適用法令と併せて随意契約の詳細な理由を明記するよう要望する。

【問題点及び改善策】

令和2年度における主たる修繕工事は次の2つであった。

【令和2年度予算執行に係る支出負担行為等】

(単位：円)

支出負担行為日	科目	件名(摘要)	支出額
令和2年11月10日	需用費/ その他	育成豚舎（B舎、E舎）除糞スクレーパーの修繕に要する経費	901,780
令和2年10月4日	需用費/ その他	タワコンポR型の修繕に要する経費	451,000

これらの修繕工事は、支出負担行為日は近接しているが、「タワコンポR型の修繕に要する経費」は対象となる装置が特定の会社の独自機械であることから、2つの修繕を一体として修繕工事の契約を行うことはできないことを把握した。

一方で、「育成豚舎（B舎、E舎）除糞スクレーパーの修繕」に係る支出負担行為伺いにおいては、「契約方法」欄には「随意契約」、「適用法令」欄には「（地方自治法）施行令第167条の2第1項第1号」とだけ記載されているが、「見積合せ省略の理由」欄は空欄となっている。他方で、もう一つの契約である「タワコンポR型の修繕」では、「契約方法」欄に「随意契約（単独）」、「適用法令」欄に「（地方自治法）施行令第167条の2第1項第1号」、「見積合せ省略の理由」欄は「別紙のとおり」と記載され、その「別紙」には次のとおり記載されている。

「当該堆肥化装置は、平成22年度に上記業者が設置した装置（設置費用35,700千円）であり、定期的な点検業務も当該業者に委託して実施している。今年度は、令和2年9月28日～29日に実施した定期点検において発見された装置の同、動力部分であるモーターボンプ交換においても、修繕を実施できるのは、装置を設置した当該専門業者のみであるため、見積合わせを省略する。」

前者の修繕工事案件である「育成豚舎（B舎、E舎）除糞スクレーパーの修繕」に係る支出負担行為伺いにおいては、形式的に「適用法令」を記載されているが、その詳細な随意契約理由が記載されておらず、財務規則の該当条文を明記し、その規定にある金額基準に適合している旨を明記することについて検討を要するものと考ええる。当該修繕の対象となる設

備装置を設置した会社が仮に今回の随意契約の相手方であったとしても、支出負担行為同い  
 の中では、その旨を明確に記載する必要があるものと考える。

また、後者の修繕工事案件である「タワコンボア型の修繕」に係る支出負担行為同いに  
 記載されている次の文章には、修繕工事の必要性や定期点検と修繕工事の中で実施される  
 「点検作業費」との業務の整合性などが十分に記載されていない。

「・・・定期的な点検業務も当該業者に委託して実施している。・・・定期点検におい  
 て発見された装置の動力部であるモーターボンプ交換に・・・」

この文章から分かるように、モーターボンプを取替えない具体的な不具合  
 の内容が明記されていない。また、修繕工事の内訳として、見積書の中には「点検作業費」  
 が13万円計上されており、この作業項目が定期点検とどのように異なるものであるか、見  
 積書の徴取段階では不明であったはずであるが、見積書の内容が実際の工事（交換作業）と  
 異なっていた。

**№31 【指摘事項】 液体窒素の購入について（畜産課・山梨県畜産酪農技術セン  
 ター）**

山梨県畜産酪農技術センターは、豚の凍結精液を保存するために使用している液体  
 窒素を定期的に購入しているが、現在は専門業者による配達納品が不可欠であるこ  
 とを理由に、随意契約を採用し、見積合わせを省略している。再度、県内の液体窒  
 素を取り扱う業者を調査し、現在の契約形態等（随意契約及び見積合わせの省略）  
 を見直すことを検討されたい。

**【問題点及び改善策】**

現在、山梨県畜産酪農技術センターは、豚の凍結精液を保存するために液体窒素を使用  
 しており、保存タンクから随時相当量が自然蒸発している。そのため、同センターは定期的  
 に液体窒素を特定業者から購入している。その契約は地方自治法施行令第167条の2第1項  
 第2号及び山梨県財務規則第137条第3号に基づき、随意契約であり、見積合わせも省略し  
 ている。而法令等の規定は次のとおりである。

**【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】**

「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工  
 又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札  
 に適しないものをするとき。」

**【山梨県財務規則第137条第3項】**

「契約担当者は、随意契約によるうとするときは、見積書を徴さなければならない。こ  
 の場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が十万円以上のときは、二人以上の者から  
 見積書を徴さなければならない。」

また、令和2年度の液体窒素の購入に係る支出負担行為同いによると、「随意契約及び  
 見積合わせを省略できる理由」から一部を抜粋すると次のとおりである。

- i 液体窒素は保存タンクから随時相当量が自然蒸発するため、自然蒸発分を頻繁に補  
 充しなければならない。
- ii ー196℃という超低温の液体であり、万一人体に触れば重度の凍傷害を起こす危険  
 があり、取扱いは厳重な注意が必要である。
- iii 低温保存専用タンクは益地窒素を充填すると50kg近い重量ともなり、人力では容易  
 に運搬できない。
- iv これらのことから、液体窒素の購入は、専門業者による配達納品が不可欠である。  
 v 山梨県家畜改良協会以外には毎月出張配送を行っている業者はない。

このような理由により、当該契約形態は随意契約で見積合わせを省略する形態を継続し  
 て採っている。しかし、上記の条件の中でも、iに該当する条件で「自然蒸発分を頻繁に補  
 充」という文言があるが、令和2年度における実際の発注状況は次のとおりであり、年間  
 18回の発注数であることが分かる。

**【令和2年度液体窒素購入状況】**

(単位：kg、円)

区分	納入年月日	注文量	単価(円/kg)	発注金額：税 込み
1	令和2年4月20日	80		40,040
2	令和2年5月1日	80		40,040
3	令和2年5月13日	80		40,040
4	令和2年6月1日	80		40,040
5	令和2年6月22日	80		40,040
6	令和2年7月14日	80		40,040
7	令和2年8月3日	80		40,040
8	令和2年8月18日	80		40,040
9	令和2年9月3日	119	455	54,145
10	令和2年10月1日	80		40,040
11	令和2年10月16日	80		40,040
12	令和2年10月30日	80		40,040
13	令和2年11月25日	80		40,040
14	令和2年12月16日	80		40,040
15	令和3年1月14日	80		40,040
16	令和3年2月3日	80		40,040
17	令和3年2月22日	80		40,040
18	令和3年3月22日	80		40,040
合 計		1,479	455	734,825

出所：「支出負担行為同い」より抜粋。

また、上記のような条件である場合、現在の業者以外にこれらの条件に合致する適当な業者がいまいと言えるか疑問である。少なくとも、候補となる事業者の情報を明示して、上記の条件に該当するかどうかの情報に基づき意思決定を行うべきである（例：日東物産株式会社等）。

また、随意契約であっても、上記の山梨県財務規則第137条第3項に規定する「特別な理由」に該当するかどうかについて再検討し、経済性の面で見積の徴取が必要であれば、規則上の原則規定に従い、「2人以上の者から見積書を徴する」ことを検討されたい。

### 3.2.31. 持続可能な農泊ビジネス推進事業費

#### 【事業の概要】

区分	内容
事業内容	<p>農泊ビジネスの推進は、山梨県を訪れる交流人口の増加と農村地域における域内経済循環の確立、更にそれらを通じた山梨県の人口減少対策につなげていくことを目的とする。</p> <p>山梨県内での農泊推進のために地域における農泊ビジネスのプラン構築の支援と農泊に関する情報交換会を次のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農泊ビジネスプランの構築に向けた支援               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ビジネスプラン作成のためのセミナー実施</li> <li>(2) 専門家の指導によるビジネスプランの磨き上げとモデルツアーの実施：ビジネスの専門家や既存の事業者を交えた実践的なワークショップを提供し、地域での主体性を持った計画を作成する。</li> </ol> </li> <li>2. 農泊に関する情報交換会の開催 農泊をテーマとして情報交換ができる場を設定し、相互のネットワークを構築するとともに、全国の先進地の事例等を学習することで各団体の活動の充実を図る。</li> <li>3. 事業期間 令和元年度～令和3年度</li> </ol>
根拠規定等	<p>農山漁村振興交付金実施要綱（27農振第2325号） 農山漁村振興交付金交付要綱（27農振第2327号） 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（29農振第2292号）</p>
開始年度等	平成28年度
実施体制	担当職員1名、関係職員複数名

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

（単位：円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	—	2,500,000	2,500,000
決算	—	2,230,912	2,199,761
執行率	—%	89%	88%

#### 【実施した監査手続】

当該事業に関する詳細な実施内容を県所管課である農村振興課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

#### 【具体的成果目標】

当該事業は、やまなし農業基本計画においてその成果指標を「農泊に取組む地区数（累計）」と定めている。その「地区数」の目標値は令和3年で「11地区」を設定している。

これに対して、実績では平成30年度が「5地区」であり、令和元年度が「9地区」と増加している。

【指摘事項又は意見事項】

**№32 【意見事項】 成果目標の設定について（農村振興課）**

持続可能な農泊ビジネス推進事業の成果目標は「農泊に取組む地区数（累計）」としているが、この「地区数」という用語は現在県所管課が実施している事業の内容から見て事業内容を忠実に表しているのか疑問であるため、より実態に合った、分かりやすい用語（「農泊に取組む団体数」等）で表現することを要望する。

**№33 【意見事項】 現事業を踏まえた次年度以降事業への取組について（農村振興課）**

現在の持続可能な農泊ビジネス推進事業は、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（29農振第2292号）に規定する「広域ネットワーク推進事業」の「都道府県単位における取組」に該当し、その取組で現在規定している2つの要件のうち、【要件1：250万円上限】（調査・研究、普及・啓発及び人と情報のネットワーク構築等の取組）に基づいている。しかし、実際の実施事業を見ると【要件2：300万円上限】（農泊に取り組む地域の拡大に向け、都道府県単位でネットワーク組織を構築し、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組）にも関連する事業であることから、次期事業採択時には、拡大発展した国事業補助金に申請されることを期待する。

【問題点及び改善策】

持続可能な農泊ビジネス推進事業は、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（29農振第2292号）によると、「広域ネットワーク推進事業」のうち「都道府県単位における取組」に該当している（同実施要領別表2「6」33頁）。同取組には次のとおり2つの要件があり、現在県所管課が実施している事業は、【要件1】に該当するものである。

【要件1】

農泊の推進に向け、都道府県単位での調査・研究、普及・啓発及びこれを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組であること。

【要件2】

農泊に取り組む地域の拡大に向け、都道府県単位でネットワーク組織を構築し、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組であること。

なお、【要件1】に掲げる取組と併せて都道府県単位で農泊に取り組むネットワーク組織を構築する取組を行う場合、【要件2】を満たすことが求められる。

また、それぞれの要件に対応した助成額は、【要件1】の取組のみを実施する場合、250万円を上限としており、【要件1】及び【要件2】の取組を実施する場合、300万円を上限としている。

現在の実施事業は、前記の【事業の概要】の「事業内容」にも記載したとおり、「山梨県内での農泊推進のために地域における農泊ビジネスのプラットフォーム構築の支援と農泊に関する情報交換会の実施」である。この事業内容を見ると、現在の【要件1】の内容（農泊の推進に向けた調査・研究、普及・啓発及び人と情報のネットワーク構築等の取組）からは更に具体的実践的な事業に進んでいるものと考えられる。むしろ、【要件2】の中で規定されている「農泊に取り組む地域の拡大・・・、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組」にも事実上関わる事業展開の要素が見受けられる。

一方で、現在の採択事業の成果目標は「農泊に取り組む地区数（累計）」である。【要件1】の内容に馴染むのか、又は【要件2】の内容に馴染むのかは、実際に実施している事業内容から判断する必要があるものと考ええる。そこで実際行っている事業内容を見ると、農泊ビジネスの事業主体である地域協議会等の中心的担い手を対象とした農泊ビジネスプラットフォームの構築支援と情報交換会である。

したがって、当該事業の成果目標は現在の「農泊に取り組む地区数（累計）」というよりも、「農泊ビジネスの事業主体である地域協議会等の中心的担い手数」の方が実際に馴染むものと考えられる。

ちなみに、当該事業を採用した当時は、上記要件のうち【要件1】だけが存在していたということである。しかし、現在の事業内容は、単なる「調査・研究、普及・啓発及び人と情報のネットワーク構築等の取組」（【要件1】）を超えて【要件2】の要素にも関連しているものと考えられる。したがって、令和元年度から令和3年度までの事業としての事業を総括して次年度の事業につなげる際には、【要件2】の要素も考慮して取り組み、国への補助金申請（300万円上限）を行うことを検討されるものと期待している。

**№34 【意見事項】 成果結果の公表（HP掲載等）について（農村振興課）**

持続可能な農泊ビジネス推進事業に参加し、成果目標に寄与している、農泊に取り組む団体（事業主体・中心的担い手）の情報については、山梨県の取組の成果として、また、中心的担い手の支援策としても、当該団体の了解を得て県所管課のHP等に公表することを要望する。

### 【問題点及び改善策】

持続可能な農泊ビジネス推進事業に参加し、成果目標に寄与している、農泊に取り組む団体（事業主体・中心的担い手）の情報については、山梨県のHP等において公表している。当該事業の成果目標が「農泊に取組む地区数（県計）」であることも関連しているものと考えられるが、事業内容から考えると成果として事業主体の中心的担い手を県所管課のHP等で県民が閲覧する価値は高いものと考えられる。

当該事業は国（農林水産省）の補助事業であるが、国のHPで検索した結果、次のサイトにおいて「多様な農泊の取組事例集」（農泊推進のあり方検討会資料：農林水産省）等の情報を把握することができる。

#### 【農林水産省HPでのサイト】

「農泊の推進について」[「農泊」の推進について](#)：農林水産省 ([maff.go.jp](http://maff.go.jp))

そこで入手できる情報として「全国農泊実践地域一覧」（[「山梨県の農泊地域一覧」](#)：関東農政局 ([maff.go.jp](http://maff.go.jp)））：農村振興部農村計画課農泊班）があり、山梨県の農泊採択地域一覧として次のとおり掲載している。

#### 【山梨県の農泊採択地域一覧表】

番号	市町村名	事業実施主体名	取組の概要
1	都留市	都留市農泊推進協議会	(PDF : 390KB)
2	大月市	大月DMO推進協議会	(PDF : 459KB)
3	韮崎市	歴史と食の七里岩地域協議会	(PDF : 561KB)
4	北杜市	八ヶ岳農泊推進協議会	(PDF : 550KB)
5	甲州市	特定非営利活動法人山梨家並保存会	(PDF : 209KB)
6	身延町	みのぶ農泊地域連携協議会	(PDF : 604KB)
7	道志村	道志村農泊実施協議会	(PDF : 794KB)
8	小菅村	小菅村古民家活用協議会	(PDF : 303KB)
9	丹波山村	いきつけの田舎・丹波山村農泊推進協議会	(PDF : 567KB)

出所：「[山梨県の農泊地域一覧](#)」：関東農政局 ([maff.go.jp](http://maff.go.jp))：農村振興部農村計画課農泊班

この表の内容を詳細に見ていくと、「事業実施主体名」の欄に掲載された9つの協議会のHPは容易に閲覧することができ、活動や連絡先を把握することができる。また、「取組の概要」の欄では、同じ様式の説明資料をPDF資料として入手することができる。これらの情報は山梨県内の地域で構築された協議会の活動状況を日本語で令和2年度時点を基準に情報提供しているものである。

よりタイムリーな情報としては、県所管課が調査し把握しているものと期待する。外部監査の実施過程でも、県所管課が調査して把握することができる範囲で、山梨県内における農泊の情報を取りまとめられたが、その情報は現時点のタイムリーな情報であり、「地

区」、「事業主体」、「中心的担い手」、「採択年度」、「取組状況」及び「取組概要（ポイント）」の項目で簡略にまとめられた一覧表である。  
県の事業としての成果目標が「農泊に取組む地区数（県計）」であっても、その「中心的担い手」としての地域での活動団体の情報を事業の成果として、山梨県内外の農泊利用者（潜在的な利用者も含む。）に情報提供することは、県の主体性を示す意味でも、また、農泊へ関心を持つ利害関係者にも価値のある情報であり、県所管課独自の情報提供を期待するものである。

#### N35 【意見事項】持続可能な農泊ビジネス推進事業の業務受託者決定について（農村振興課）

持続可能な農泊ビジネス推進事業の業務受託者を決定する際に、参加資格審査並びに企画提案書及びプレゼンテーションシヨンの内容を当該業務委託審査委員会が審査し採点するが、参加資格審査については審議を経ることなく各選定委員の採点結果をそのまま合計して決定する方法を採用している。このような審査・採点手法について、審査委員の採点結果に異常点が発生した場合でも審査委員会では各委員間の審議を実施せず、各委員の評価が大きく異なる結果となっている。参加資格の審査結果の差異の取扱いも含め、業務委託者選定プロセスでの審査を十分に実施することも重要であり、より適切な採点結果を導き出す選定方法の採用について十分に検討することを要望する。

#### 【問題点及び改善策】

令和2年度における持続可能な農泊ビジネス推進事業の業務受託者を決定する経緯は次のとおりであった。

- 【令和2年6月4日】  
支出負担行為向いの起案・決定
- 【令和2年7月3日～7月22日】  
募集期間
- 【令和2年7月10日】  
参加申込書提出期限  
(参加資格の書類審査を実施)
- 【令和2年7月3日～7月16日】  
質問受付期間
- 【令和2年7月17日】

質問への回答（山梨県HP上への掲載）

【令和2年8月6日】

企画提案審査の実施

【令和2年8月7日】

企画提案審査結果の通知

【令和2年8月18日～令和3年3月25日】

業務委託契約締結

【令和3年3月19日】

業務成果の報告の確認

以上のような時系列で、令和2年度の当該業務が実施されたが、参加資格の審査については、上記のとおり令和2年7月に開催されている。令和2年度は前年度から開始された3か年の事業期間の中間年に当たっており、応募団体は3団体でその中には令和元年度の受託者も含まれていた。3団体の提案書及びプレゼンテーションの内容を審査するために、企画提案に対する審査委員会が設置されている。その審査委員会の委員は5人で、内訳は2人が県農政部の管理職であり、残り3人は外部の民間団体の管理職であった。各委員の審査に資するために審査項目（大きく3項目）及び配点が示されている。

【参加資格審査の結果について】

参加資格審査の結果を閲覧すると、応募3団体の採点に際してそれぞれの審査項目の一部に、委員によって極端な点数が付与されていることが確認できる。たとえば、企画提案者Yの提案内容に対する審査項目「類似事業の経験や専門知識」の採点については、審査委員Bは「0」点に対して、審査委員Eは「8」点であった。また、同様の審査項目で企画提案者Zに対する採点では、審査委員Bは「0」点に対して、審査委員C及びEは「8」点であった。このような極端な採点の傾向は「事業実施能力・体制」及び「経営状況」に関して、他の企画提案者の採点状況も含めて見出すことができる。

さらに概して県管理職の委員の方が審査内容として厳しい採点となっており、外部の民間委員の採点は概して高めの点数の付与となっている。特に受託者となった企画提案者に対する採点では全ての審査項目に最高点である「10」点を付与した外部の民間審査委員も確認できる。

このような現象が生じる要因としては次のような危険性が考えられる。

- i 審査委員による採点が両極端に割れる結果として、審査委員の個人的な審査の視点の違いがそのまま結果としても残っており、確定している危険性はないか。
- ii 審査委員の属性として県管理職の委員の方が外部民間委員より厳しい採点となっていることについては、外部民間委員の採点に際して県管理職の委員と比較すると、評価基準や審査対象の提案内容に関する詳細な検討の時間的な余裕等に制限がある可能性はないか。

このような危険性が懸念される場合には、県所管課としては次の点に留意して、企画提案者の提案内容を審査することも検討する必要があるものと考える。

- i 審査委員が個人的に審査し採点した結果をそのまま合算することなく、審査委員会での最終的には、各企画提案者の提案内容に関して審査項目ごとに、審査委員の採点状況を委員の間で共有し、極端な採点をした委員に関してはその採点結果の趣旨等を説明してもらい、個人的な審査結果の妥当性に対する他の委員からの意見を聞いて最終決定する審査プロセスを導入することが、審査の客観性を高める意味でも重要であると考える。
- ii 企画提案者の提案内容に対する審査手法の統一化を図るためにも、審査項目ごとに提案内容を比較検討することが容易になるような審査補助資料を作成したり、審査項目の趣旨、内容及び審査のポイント等の解説を外部の民間委員に対して事前に十分に説明等を行うたりするなど、工夫を重ねることも重要であると考える。

【企画提案審査の結果について】

参加資格審査を経て、応募3団体は2団体に絞られて、企画提案審査に進んでいる。その企画提案審査の結果を閲覧すると、応募2団体の採点の傾向としては次のとおりとめることができる（以下は審査総括表から読み取ったものである。）。

- i 審査項目3の「業務に係る経費」については、一人の委員から「経費積算額にほぼ差はないため、統一してC評価とする」ことが提案され全員一致で了承されている。
- ii 審査項目2の「業務成果・成果目標」の採点では、県管理職と民間委員の間では大きな採点結果の差異は見られない。なお、一人の委員が十分な聴取時間が取れなかったとしている。事業効果について、「雇用の創出」を評価の視点として重視していることがうかがえる。
- iii 審査項目1は3つの細審査項目に分かれている。細審査項目1：「セミナーの内容」、採点項目2：「ビジネスプランの磨き上げ方法」、採点項目3：「モデルツターの企画立案から実施」の採点傾向に関して、県管理職と民間委員との間で明らかな差異が見られる。

以上の審査結果に至った経緯や要因としては、次の点が考えられる（以下は企画提案審査の会議結果から読み取ったものである。）。

- i 事務局による審査表の集計結果に関して各委員が確認を行い、委員の意見交換が行われている。そこでは、各委員の審査結果に関して自らの意見が述べられているものの、審査項目ごとに各委員の採点の根拠や理由等を十分精査する方式がとられていないため、県職員と民間委員との深い意見交換が実現しているとは言えない。
- ii 各委員の審査の視点に特徴があり、そのキーワードとなる評価ポイントが採点に際して共有されているかどうかが明確ではない。たとえば、委員である県管理職はプレゼンテーションの説明の優劣より、提案書での説明の具体性に重点を置いて評価を行っている。一方、民間委員の一人は、「持続可能性」というキーワードを重視して採点していることや「儲けを主眼に置く」ことに違和感を覚えていないが、委員である県管理職のひとりとは、

### 3.2.32. 土地改良区体制強化事業費補助金

#### 【事業の概要】

区分	内容
事業内容	土地改良区体制強化事業費補助金は、次の事業を行う県土地改良事業団体連合会に対する助成である。 1. 施設・財務管理強化対策事業（土地改良施設管理指導事業、土地改良相談等事業を再編、拡充） 土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・管理指導等の実施。また、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争の調停等、補助・費補助事業の実施に関する助言及び指導の実施。 2. 受益農地管理強化対策事業（土地改良換地等促進事業再編拡充）換地技術者等に対する研修、換地選定事務指導等、農地利用集積強化対策の実施。
根拠規定等	土地改良法、土地改良区体制強化事業実施要綱、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱
開始年度等	昭和56年度
実施体制	主担当1名、関係職員複数名

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	6,364	6,364	6,364	6,364
(うち特財)	3,182	3,182	3,182	3,182
決算	6,364	6,364	6,364	—
執行率	100%	100%	100%	—

令和2年度決算の特徴並びに予算対比及び前年度（令和元年度）対比の決算増減内容については次のとおりである。

- i 令和2年度決算の特徴
  - ・ コロナ禍で委員会を书面開催としたため会場使用料が発生していない。
  - ・ 県外研修が中止となったため旅費が発生していない。
- ii 令和2年度予算決算比較の主要増減
  - ・ 執行率 100%

#### iii 対前年度（令和元年度）決算比較の特徴

- ・ コロナ禍により委員会の集合開催、県外出張等が執行されなかったが、施設定期診断及び換地選定指導等、人件費に係る費用を積算した結果、満額の執行率となっている（もともと人件費は補助金で充当できていないため県土連の自己負担が発生している状況）。

「お金の話」だけでは違和感を覚えていることが分かる。このような委員間の評価の違いについては、委員会でもより深い審議がなされているか、会議録では把握できない。

- iii 審査基準の中に「創意工夫等」は含まれていないことに言及している。
- iv 民間委員の一人は業務に係る経費を一律に〇とすることに全員合意しているにも拘らず、その経費積算から「具体的な手法が読み取れる」ことを評価の視点の一つとしていることが分かる。

以上のような審査結果とその経緯等について検証した結果、参加資格審査の結果においては、各委員の採点結果が、各委員の意見交換を経ることなくそのまま企画提案審査に進むことができる応募者を決定していることが分かった。これに対して、一定の意見交換を行うことにより、採点傾向の差異に係る合理性を相互に確認するプロセスが必要になるものと考えられる。

また、企画提案審査の結果においては、採点・評価の視点等をより明確にして各委員間で共有する必要があること、具体的な評価のキーワードを各委員が共有して、相互の採点の結果を説明して、審査の内容をより深める仕組みを構築することが必要であるものと考えられる。

【実施した監査手続】

当該事業に関する詳細な実施内容について、農政部耕地理課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

【具体的成果目標】

本事業の細事業は、土地改良施設管理指導事業、土地改良相談等事業、土地改良換地等促進事業に分かれている。それぞれの計画と実績の対比は次の表のとおりである。

【事業効果の指標及び計画・実績比較】

(単位：施設、件、日)

区分	H29		H30		H31/R元		R2	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
I-1：土地改良施設管理指導事業 [定期診断]	40施設	40施設	40施設	40施設	40施設	40施設	40施設	40施設
	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
	差異	0施設	差異	0施設	差異	0施設	差異	0施設
I-2：同上 [要請診断]	20施設	20施設	20施設	20施設	20施設	20施設	20施設	20施設
	27施設	26施設	26施設	26施設	20施設	20施設	22施設	22施設
	差異	+7施設	差異	+6施設	差異	0施設	差異	+2施設
II-1：土地改良相談等事業 [相談等]	40件	48件	40件	50件	40件	47件	40件	45件
	48件	+8件	50件	+10件	47件	+7件	45件	+5件
	差異	+8件	差異	+10件	差異	+7件	差異	+5件
II-2：同上 [非補助事業啓発普及]	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	差異	-	差異	-	差異	-	差異	-
III-1：土地改良換地等促進事業 [換地選定に関する指導]	6地区	5地区	4地区	5地区	4地区	5地区	6地区	3地区
	5地区	△1地区	5地区	+1地区	5地区	+1地区	3地区	0地区
	差異	△1地区	差異	+1地区	差異	+1地区	差異	0地区
III-2：同上 [換地処分未了地区等の解消に関する指導]	4地区	4地区	3地区	3地区	3地区	3地区	3地区	2地区
	4地区	0地区	3地区	0地区	3地区	0地区	3地区	△1地区
	差異	0地区	差異	0地区	差異	0地区	差異	△1地区
III-2：同上 [換地等技術向上研修]	26日	42日	22日	34日	22日	35日	22日	37日
	26日	42日	22日	34日	22日	35日	22日	37日
	差異	+16日	差異	+12日	差異	+13日	差異	+15日

注：「差異」欄の数値は「実績」から「計画」を差し引いた数値であり、「△」の場合、実績が計画に達しなかったことを意味する。

【指摘事項又は意見事項】

No36 【指摘事項】土地改良区体制強化事業費補助金に係る消費税仕入控除税額の返還額の歳入調定について(耕地課)

土地改良区体制強化事業費補助金の実績報告書が提出された後、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定し補助事業者から確定報告を受けたときは、消費税仕入控除税額の返還額の歳入調定を速やかに行われない。

No37 【意見事項】歳入調定の時期について(財務規則所管課)

上記指摘事項と関連して、補助金の返還報告を受けた場合の歳入調定について、山梨県財務規則には、調定何いの会計処理手続に関する規定はあるが(同規則第21条第1項)、歳入調定の実施時期については特段明記されていない。調定の時期に係る規定がないこともあり、今回、補助金の返還に係る収入債権の調定事務が遅延していた。そのような事務遅延を防止する内部統制の整備として、当該財務規則等に歳入調定の時期に関する明文の規定を設けるよう要望する。

【問題点及び改善策】

県所管課は、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱に基づき、土地改良区体制強化事業に係る補助金を山梨県土地改良事業団体連合会に対して交付し、当該事業の経費補助を毎年実施している。その際、年度によっては補助金が確定するときに当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定し、山梨県土地改良事業団体連合会から返還の報告を受けていることから、県には収入債権が発生しており、金額が確定することができるものである。それにも拘らず、すみやかに歳入調定を行っていない。

令和2年度の当該補助金に係る返還額等の内容は次の表のとおりである。

【令和2年度補助金に係る返還額等】 (単位：円)

補助金事業名	補助交付額	返還額	調定時期
土地改良区体制強化事業	6,364,000	22,336	9月14日
県費	3,182,000	11,168	
国費	3,182,000	11,168	

これらの各種報告等の経緯(発生時期等)は次のとおりであった。

【6月18日】

当該消費税仕入控除税額に係る山梨県土地改良事業団体連合会からの報告

〔6月30日付け〕

国からの補助金の額の確定通知（補助金本体分）

〔7月15日〕

県所管課作成の「懸案事項説明書」に記載の2つの事案のうち対象事業に係るもの  
(22,336円(国：11,168円、県：11,168円) )

〔7月26日〕

県から国への消費税仕入控除税額報告

〔9月10日〕

国からの消費税等相当額の返還命令

〔9月14日〕

調定伺い等の決裁

このような経緯の中で、収入債権が発生していることが最初に分かったのは、〔6月18日〕であると考えられる。その後、国からの補助金確定通知〔6月30日〕があったが、それには関わらず、県所管課としては収入債権の調査により返還額を確定することができたものと考えられる。

一方、前記の〔7月15日〕に記載の「懸案事項説明書」によると、実際の歳入調定の事務手続では、県財政部門と支出手続（国への返還支出）を調整しているが、この支出手続の子算措置等を確認する時期と関連させて、前記の収入債権の調定を行っている。しかし、当該収入債権の確定と国への返還手続の調整等の確定とは、会計処理事務として、異なる意思決定により実施することができるものである。

確かに、山梨県財務規則（第21条第1項）によると、歳入調定の処理手続を規定するのみで、歳入調定の時期を明記している規定はない。

#### 【山梨県財務規定第21条第1項】

（調定伺い）第二十一条 歳入を調定しようとするときは調定伺いにより、調定の取消し又は調定額の減額をしようとするときは調定減額伺いにより決裁を受けなければならない。この場合において、本庁にあっては総務部長及び会計管理者若しくは出納局長又は財政課長及び出納局会計課長に、かいにあっては財務審査監等、かいの出納員又は税務出納員に合議しなければならない。

このように財務規則に歳入調定の実施時期に関する規定がない場合であっても、歳入調定の趣旨に鑑みると、収入債権が発生している会計事実（補助金返還報告）に対して、県としてすみやかに調査する必要があるかどうか、その債権金額を測定することができるかどうか等について、調査・確定することが求められていることが自然である。ちなみに他の地方公共団体の同様の規則においては、歳入調定を明文により規定

している事例を把握することができる。例えば、東京都の規則では次のとおり、「直ちに当該歳入について調定」することを規定している。

#### 【東京都会計事務規則】

（歳入の調定）第二十二条 歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならない。

したがって、山梨県財務規則においても、前記の指摘事項に係る対応措置の一環として、すみやかな歳入調定の実施に関して明文で規定すること（内部統制の整備）を検討するよう要望する。

#### №38 【意見事項】換地処分の実態の把握に基づく換地処分未了地区の解消及び統合整備計画の推進について（耕地課）

土地改良区体制強化事業のうち、土地改良換地等促進事業において、換地処分未了地区の解消に関する指導を実施しているが、土地改良区統合整備基本計画に規定する「解散に関する計画」において解散指導対象としている12地区のうち、換地処分未了を理由として解散できない地区が2地区存在するため、当該事業を活用して換地処分未了地区の解消等を進めるなど、指導助言を実施し、目標の達成に向けた着実な進捗管理を実施するよう要望する。

#### 【問題点及び改善策】

土地改良区体制強化事業のうち、土地改良換地等促進事業において、換地処分未了地区の解消に関する指導を実施している。その実績は次の表（再掲）に記載したとおりである。

#### 【事業効果の指標及び計画・実績比較】

（単位：施設、件、日）

区分	H29		H30		H31/R元		R2	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
Ⅲ-2：土地改良換地等促進事業	4地区	4地区	3地区	3地区	3地区	3地区	3地区	2地区
地処分未了地区等の解消に関する指導	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	△1地区	

注：「差異」欄の数値は「実績」から「計画」を差し引いた数値であり、「△」の場合、実績が計画に達しなかったことを意味する。

この表から分かるとおり、平成29年度から令和元年度までは、指導実績は計画どおりで推移している。一方、令和2年度に関しては計画地区3地区に対して、2地区の指導を実施している。その内容は次の2つの地区・工区であった（県所管課の回答に基づく）。

【白州地区第3-3-3工区】

鹿河川敷地を県が国から引継いだ後、県が権利者として換地に加わり不換地扱いとし、地元払い下げを行う一連の手続について指導を行ったもの。

【比志地区比志工区】

災害により復旧工事が実施されたが、換地手続が一部離航している状況であるため、今後の換地手続（事務手続及び清算金の仕組み等）を指導したのも。

そもそも、換地処分未了地区が存在する理由としては、県所管課ではさまざまな理由が把握されている。たとえば、管理処分に関する地元の合意が得られていないこと、換地処分に係る書類が不備であること、事業完了予定年度を超え換地処分が行われていない地区が存在することなどである。それらの事由を解消するためにも、県所管課としては早期の換地処分の実施に向け、指導助言を行う必要があると認識しており、土地改良法第52条乃至第55条に規定されている換地手続を進める必要がある。

一方、土地改良区の統合整備を進めるために解散指導対象となっている改良区は12地区あるが、換地処分未了を理由とした2地区についての換地処分等の指導助言は進んでいない。県は平成5年2月に、平成5年度を初年度とし平成14年度までの10か年間で計画期間とする山梨県土地改良区統合整備基本計画を策定した。その後、当該計画に対する点検・見直し等が行われ、数度の基本計画が策定され、土地改良区の解散、統合等が行われた結果、現在の基本計画（平成30年度～34年度）の策定時点では、61の土地改良区等（2つの土地改良区連合を含む。）となった。

現在の計画では次のとおり計画趣旨を説明している（「山梨県土地改良区統合整備基本計画」の「1. 経過」より。）。

「今回、これまでの統合整備の進捗の実態を踏まえ、前計画の解散未達成の土地改良区の解散指導を継続することを基本とした見直しを行い、平成30年度から平成34年度までの5ヶ年にわたる山梨県土地改良区統合整備基本計画の策定を行う。」

このような趣旨に基づき、「統合整備の基本方針」及び「統合整備の推進体制」等が規定されているが、合併に関する計画は規定されていない。今回の基本計画で規定されたのは、「解散に関する計画」である。その中で、「12土地改良区解散対象とする。ただし、12土地改良区のうち、7土地改良区については、・・・解散に向けて指導助言を行うこととする。」としている。その指導助言は一定程度実施していると言う回答を得ているが、その効果は十分に発現していない。

これら12の土地改良区の現状は次のとおりである。

表 17 【未解散改良区の現状及び未解散原因一覧：計画策定当時～令和3年度現在】

事務所名	土地改良区名	前々回計画の解散予定年度	前回計画の解散予定年度	計画策定時解散できなかった理由	解散予定年度	令和3年度現状説明
中北	玉緒	24	29	財産の把握は完了したが、財産の引継ぎが未解決。今後は検討中。	35以降	R3解散予定
	田雷町	20	29	一部地区の組合員の課金未収が未解決。	34	R3解散予定
峡東	入戸野	24	29	換地内外の境界未定。總會未開催、財産や組合員が不明状態。S61以降總會は開催されず。財産の不明が多い。把握した財産の譲受に市が難色。組合員の未把握。	35以降	休眠
	山保	20	29	H6以降総代会の未開催状態。組合員の特定が未済。	35以降	休眠
富士・東部	笹子	24	29	組合員は名簿なく、未把握。財産の把握と処分が課題。	35以降	休眠
	桜井	22	28	PCBが含まれる揚水機愛圧器の廃棄処分が完了すれば解散予定。	32	
松留	平野	21	26	換地処分を再開したが未了状態のため。	35以降	休眠
	長浜	-	28	換地処分完了、財産把握済み。富士火口湖町と協力し解散へ準備中。	30	R1解散済
	松留	23	29	H12以降未活動。財産把握未済、揚水機等々の処分未済、組合員未把握状態。	35以降	休眠

表 18 【新規解散推進土地改良区一覧：計画策定当時～令和3年度現在】

事務所名	土地改良区名	解散予定年度	現状及び解散に当たった検討事項	令和3年度現状説明
中北	塩川	34	今回の調査で解散の意向を示したが、償還完了が平成31年度のため、償還後、未収金及び財産の処理について検討し、解散に向けて指導を進めていくこととなる。	R3解散予定
峡東	石和町東部	35以降	平成19年度以降、預金利子以外の収入はななく、活動集金がなない。今後、財産の把握、引継ぎ先の検討を進め、解散に向けて指導を進めていくこととなる。	休眠

3.2.33. 土地改良施設維持管理適正化事業費補助金

【事業の概要】

区分	内容
事業内容	土地改良施設維持管理適正化事業は、土地改良事業団体連合会を窓口として土地改良施設の管理主体である土地改良区等が積立方式で整備補償費を造成し、その資金に国及び県が助成するものである。その仕組みは次のとおりである。 1. 加入（造成）期間：5年間 2. 加入者は加入期間中に整備補修費（加入金額）の30%の1/5を毎年、山梨県土地改良事業団体連合会に拠出する。 3. 国及び県は2.と同額を土地改良事業団体連合会に補助金として交付する。 4. 加入者は加入期間中に加入金額に相当する整備補修事業を実施する。加入者は事業費用の90%について、土地改良事業連合会から資金国府を受け、自らの資金10%を合わせて事業を実施する。
根拠規定等	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領
開始年度等	昭和52年度
実施体制	主担当1名、関係職員複数名

【予算・決算執行状況の年度推移】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	60,000,000	60,000,000	60,000,000	60,000,000
決算	60,000,000	60,000,000	60,000,000	—
執行率	100%	100%	100%	—

(単位:円)

【実施した監査手続】

当該事業に関する詳細な実施内容を県所管課である耕地課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

【具体的成果目標】

表 19 【令和2年度適正化事業団体別加入額及び年度別実施計画（一般分）：第44期】

団体名	加入金額	左の年度別実施計画						対象施設 種別	名称等
		R2	R3	R4	R5	R6	R7		
釜無川 右岸土地改良 区連合 会	65,000	5,000	15,000	9,000	16,000	20,000	畑かん ん	釜無川 右岸畑かん ん	
小曲土 地改良 区	2,000	2,000					揚水 機場	小曲揚 水機場1 ～4号	
徳島堰 土地改 良区	3,000	3,000					水路	徳島堰	
朝穂堰 土地改 良区	2,500	2,500					水路	朝穂堰	
楯無堰 土地改 良区	2,500	2,500					水路	楯無堰	
穂坂双 葉畑かん ん土地 改良区	3,000	3,000					畑かん ん	穂坂双 葉畑かん ん	
宮吹川 沿岸土 地改良 区	60,000	6,000	4,000	6,000	24,000	20,000	畑かん ん	宮吹川 畑かん ん	
上野原 土地改 良区	5,000		5,000				水路	三二山 堰	
蒲崎市	6,000		6,000				水門	蒲崎揚 水水門・ 西割水門	
中央市	15,000			15,000			水路	今福新 田地区水 門	
北杜市	8,000	8,000					溜池 水路	穂見腰 跡十五所 神社溜池 浅尾新田 地内水路	
笛吹市	25,000	5,000	10,000	10,000			水路	一ノ宮 地内水路 千米寺地 内水路 油川川 四日市場 地内水路	
富士川 町	3,000	3,000					排水 機場	排水 機場	
計	200,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	—	—	

表 20 【令和2年度分適正化事業費補助額（一般分）】

年度	加入金額	H26年 度	H27年 度	H28年 度	H29年 度	H30年 度	R元年度	R2年度
22年度(34期 生)	200,000	40,000						
23年度(35期 生)	200,000	40,000	40,000					
24年度(38期 生)	200,000	40,000	40,000	40,000				
25年度(37期 生)	200,000	40,000	40,000	40,000	40,000			

(単位：千円)

3.2.34. 国営造成施設管理体制整備促進事業費

26年度(38期生)	200,000	40,000	40,000	40,000	40,000		
27年度(39期生)	200,000		40,000	40,000	40,000	40,000	
28年度(40期生)	200,000		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
29年度(41期生)	200,000			40,000	40,000	40,000	40,000
30年度(42期生)	200,000				40,000	40,000	40,000
31年度(43期生)	200,000					40,000	40,000
2年度(44期生)	200,000						40,000
事業費計(A)	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
県補助額(A)×30%	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000

【指摘事項又は意見事項】

特に検出事項として記載するものはない。

【事業の概要】

区分	内容
事業内容	土地改良区による農業水利施設の管理体制について、農業農村をとりまく情勢の変化に対応し、地域住民等の多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図る。 ① 管理体制整備計画の策定【委託事業】 i 釜無川右岸土地改良区連合 ii 笛吹川沿岸土地改良区 ② 管理体制整備の推進活動【委託事業】 i 釜無川右岸土地改良区連合 ii 笛吹川沿岸土地改良区 ③ 管理体制整備・強化に対する支援【補助事業】 i 釜無川右岸土地改良区連合 ii 笛吹川沿岸土地改良区
根拠規定等	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱・要領 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金交付要綱 山梨県土地改良事業補助金交付要綱
開始年度等	平成12年度
実施体制	釜無川右岸土地改良区連合（総務課、管理課管理係8人、所要時間10,069時間） 笛吹川沿岸土地改良区（管理課整備担当11人、所要時間11,995時間）

【予算・決算執行状況の年度推移】

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(うち特財)	60,774	60,774	60,774	60,774
決算	30,387	30,387	30,387	30,387
執行率	60,774	60,774	60,774	60,774
	100%	100%	100%	—

【実施した監査手続】

当該事業に関する詳細な実施内容について、農政部耕地課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

【具体的成果目標】

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）は、県所管課において特段成果目標が設定されているわけではない。ただし、事業終了後、国のチェックリスト（「実施状況チェックリスト（管理体制整備型）」）により、笛吹川地区と釜無川右岸地区の2つの事業に関して、取組項目ごとに、目標への位置づけの有無、体制整備・強化に向けた最終目標

を設定し、その最終目標に沿って、各年度における目標を定め、実績を評価する方式で事業評価が実施されている。そのうち、実績評価はSからFまでの7段階評価で行われているが、新型コロナウイルス感染拡大前までは概ねC評価（目標の概ね5～8割の達成）で推移していた。その後は活動の制限等により、D評価（目標の概ね3～5割の達成）からF評価（取組未実施）も目立つような状況である。

【指摘事項又は意見事項】

**No39 【意見事項】国のチェックリストを活用して事業の改善等に積極的に取り組むことを要望する（耕地課）**

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に係る事業効果を計る指標は、県所管課として独自には設定していない。当該事業の実施状況に関しては毎年度、国のチェックリストにより取組項目ごとに取組目標を設定して実績評価を実施しているが、その結果は国への提出に止まり、県所管課としては当該事業に対する主体的な評価を行っているわけではなく、事業の見直しや推進に係る有用な情報一タとして共有されておらず、事業改善や改革に活用されていない。したがって、国のチェックリストを活用して事業の改善等に積極的に取り組むことを要望する。

#### 【問題点及び改善策】

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）は、国50%、県25%、市町村25%の財源内訳に基づき、以下の3つの事業が実施されている。

- ① 管理体制整備計画の策定【委託事業】
  - i 釜無川右岸土地改良区連合
  - ii 笛吹川沿岸土地改良区
- ② 管理体制整備の推進活動【委託事業】
  - i 釜無川右岸土地改良区連合
  - ii 笛吹川沿岸土地改良区
- ③ 管理体制整備・強化に対する支援【補助事業】
  - i 釜無川右岸土地改良区連合
  - ii 笛吹川沿岸土地改良区

また、これらの事業の根拠となる規定等は次の事業実施要綱等で定められている。

- ① 国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱

- ② 国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱
- ④ 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金交付要綱

これらの事業の財源内訳では、県が25%を負担するものでもあることから、県独自の評価指標を創設して、毎年度事業評価を行い、事業の進捗管理や実績評価（アウトプット評価、アウトカム評価）を行うことには一定の価値を見出せるものと考ええる。仮に、現在のように県単独で事業評価を行わないのであれば、現状でも実施している国のチェックリストによる事業評価を単に国に提出するだけではなく、その結果等を県独自に活用することも重要である。

**No40 【指摘事項】国営造成施設管理体制整備促進事業において、山梨県土地改良事業団体連合会が所有する農業基盤地理情報GISシステムの県所管課における使用について（耕地課）**

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）の笛吹川地区の業務委託の成果物であるGISデータを活用する際に、県所管課は山梨県土地改良事業団体連合会が所有している農業基盤地理情報GISシステム（以下「GISシステム」という。）を使用しているが、県と県土連との間で、当該システムの使用許諾契約が結ばれていないことがヒヤリングで判明した。当該システムは、県土連が構築し所有するシステムである。県所管課は当該システムを事実上借りて、更新したGISデータを活用している。

以上のことから、県所管課はこのように日常、当該システムを利用しているため、県と県土連との間で、当該GISシステムの使用の範囲及び成果物の所有権等を明確に取り交わされたい。

#### 【問題点及び改善策】

当該事業の委託先である県土連はGISシステムを使用して、県所管課からの委託業務を実施し、更新したGISデータを納品しているが、発注元である県所管課はそのGISデータを活用するために、県土連所有のGISシステムを従来から事実上使用している。県所管課は、当該GISシステムを所有していないため、本来であれば県土連との間で使用許諾契約を結ぶ必要があるものと考ええる。現状では法的根拠がなく他者の所有物であるGISシステムを使用している状態が続いていることは、法令順守の徹底の趣旨からも不適切であると考ええる。

このような不適切なシステムの利用状況を改善するためには、GISシステムの所有者である県土運と当該GISシステムの使用許諾契約を早急に取り交わす交渉を行う必要がある。なお、今後、当該GISシステムの使用許諾に当たり有償とするか、または無償とするか、交渉する際には、通常の経済行為として決定する必要がある、当該業務委託契約との債権債務の相殺を行うなど不透明な決定は慎む必要があるものと考ええる。

**№41 【指摘事項】 計画策定推進事業における2つの委託事業の契約変更について（耕地課）**

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）を実施するに当たり、県所管課は毎年度、2つの業務委託を実施しているが、当該2つの業務委託は毎年度、契約変更を行い、予算額の上限である金額に一致させている。その際に、当初契約の内容と変更後の契約内容との差異を数値で合理的に確認することができない状況であった。

したがって、当該業務委託契約において、当初契約内容を変更し、予算額に一致させる際には、変更内容に係る作業量や品質の差異とその変更に係る契約金額の差額が合理的に説明することができるよう、契約変更時や業務委託の成果物の検査時点で正確な設計や納品検証等を実施されたい。

**【問題点及び改善策】**

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）を実施するに当たり、県所管課は毎年度、2つの業務委託を実施している。その内容は次の表とおりである。

【2つの業務委託契約の契約変更の状況】 (単位：千円)

件名	当初	変更	差異	契約変更理由
釜無川右岸地区	1,958	2,000	42	不鮮明数値の判読の非効率：30枚
笛吹川地区	2,486	2,500	14	データ編集追加：39,000筆+400筆

1) 釜無川右岸地区の契約変更について

釜無川右岸地区の管理体制整備推進資料作成業務委託は、中北農務事務所が県土運と随意契約により、1,958,000円で当初契約を行い、その後、土地改良区より借用している古い図面をスキャンングする際に、数値が不鮮明であるため、判読による確認作業が72枚中30枚確認されたため、変更契約により、42,000円を増額している。その際に、古い図面を1枚

判読するには3分かかり、30枚の判読に90分かかると想定している。この作業の1人工480分（8時間）に対して、90分は0.19（0.1875）であるが、契約変更額に合わせるためには、0.19の非効率を0.16と読み替える必要がある。しかし、その能率の読み替えには合理的な根拠はなく、変更契約により予算額合計である2,000,000円に一致させるための恣意的な調整を行っているものと考えられる。

このような不透明な契約変更の業務を改善するためには、非効率性を算定する際の図面1枚当たり判読時間3分を2分33秒として効率を上げるなどして、合理的な説明を行うことができるようにする必要がある。そうでなければ、30枚の古い図面をスキャンングではなく、判読に頼ることにより、予算額200万円を超過するにも拘らず、予算額に一致させているという疑念を抱かせることとなる。

2) 笛吹川地区の契約変更について

笛吹川地区の管理体制整備推進資料作成業務委託は、映東農務事務所が県土運と随意契約により、2,486,000円で当初契約を行っている。その当初契約では、データ編集作業が39,000筆と見込み、その単価である30円をかけた1,170,000円としていた。

その後、データ編集作業に余裕が出たため400筆を追加させて、当初契約より12,000円だけ増加させて変更契約を結んでいる。しかし、400筆の追加の事実とその追加の筆数に見合った金額の合理的な関係が存在するかどうかについて、契約変更時点及び業務委託納品時点で検証されていない。

このように追加筆数と変更金額との整合性のある関係合理的に検証することができるよう、契約変更に当たって、事実に基づいた増加筆数の確認を行う必要がある。

**№42 【意見事項】 管理体制整備強化支援事業において、2つの土地改良区に対する補助金の実績報告について（耕地課）**

管理体制整備強化支援事業において、2つの土地改良区に対して補助金を交付する際に、管理費の内訳項目の一部を調整して、補助金の予算額の上限に合致するよう、決算金額を調整している。

したがって、今後は補助金の交付対象事業に係る収支決算については、補助金の予算額に合致するよう調整を行うことなく、当該事業で執行した支出額を決算額として報告するよう、周知徹底されたい。そして、当該事業の補助要綱にもあり、定率（37.5%）以下の補助であることを前提に、予算額の範囲内で補助金が交付・確定するという現実に合わせた収支決算を報告するよう、指導されたい。

【問題点及び改善策】

管理体制整備強化支援事業では、中北農務事務所が釜無川右岸土地改良区連合に対して、また、岨東農務事務所が笛吹川沿岸土地改良区に対して、次の表のとおり当該事業のうち、多面的機能の発揮や管理の高度化に必要な経費を対象に補助金を交付し確定している。

【令和2年度 管理体制整備強化支援事業補助金：多面的機能】		(単位：千円、%)		
地区	農務事務所	助成対象改良区	補助金	財源内訳
釜無川右岸	中北農務事務所	釜無川右岸土地改良区連合	14,000	国50：県
笛吹川	岨東農務事務所	笛吹川沿岸土地改良区	42,274	25：市町 村：25

この補助金の目的は、地域の要請に対応するため、多面的機能の発揮や管理の高度化に必要な経費を助成することにより、適正な管理体制の整備及び強化を図ることにある。補助要綱としては、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金交付要綱（平成14年4月1日）第3条第1号に基づき、「土地改良区が負担する管理費用のうち、多面的機能の発揮に係る管理に要する費用で、管理費用の37.5%以内」と規定されている。そして、上記の表で示した2つの地区を対象とした補助金に係る管理費用及びそれに基づく補助金の額は、次の表のとおりである。

【令和2年度 多面的機能に係る管理費及び補助金】		(単位：千円)	
農務事務所	助成対象改良区	管理費	補助金
中北農務事務所	釜無川右岸土地改良区連合	37,335	37.5%
岨東農務事務所	笛吹川沿岸土地改良区	112,731	42,274

上の表における補助金の額は、管理費に対して補助率37.5%を乗じた結果、算定されたような形式になっているが、実際の管理費に係る収支決算の内容を精査すると、逆に、まず補助金予算ありきで、その額に合わせるように補助率で逆算し、管理費を算定し、その逆算した管理費の合計額に達するように、管理費の収支決算額を作り込む操作を行っている。

このような操作は、令和2年度に限らず過去に遡って同様の管理費に係る収支決算を作成し、各土地改良区等が当該補助金の担当農務事務所に精算報告として提出するという慣行が続けられていた。

各地区の管理費内訳の決算額のうち、正式に果に対して報告した収支決算額と真実の決算額を対比した表は次のとおりである。この比較表を見ると、当該補助金が補助対象事業費の37.5%を上限とする定率補助であるにも拘らず、運用上は、予算額を上限とする補助金であるというのが真実の姿である。

【令和2年度釜無川右岸地区 補助対象管理費の収支決算額】 (単位：千円)

管理費内訳科目	報告ベース：A	実際支出額：B	差異 (A-B)
操作運転費 (人件費)	4,323	5,794	▲1,471
点検整備費 (人件費)	6,865	8,441	▲1,576
施設管理費 (人件費)	16,079	17,279	▲1,200
施設費 (調整池保守点検整備費)	1,110	1,110	0
諸油脂費 (施設機会燃料費)	471	471	0
整備補修費 (整備補修費)	4,075	4,075	0
電力費 (制御所)	4,412	4,412	0
合 計	37,335	41,582	▲4,247

この表で示されているとおり、釜無川右岸地区を対象とした補助金に関して報告ベースの収支決算額 (A) に比較して、実際の支出額 (B) は、約425万円だけ少なく報告されている。この減額分は、管理費内訳科目のうち、金額が大きい方から3つの科目でそれぞれに減額を施している。

本来であれば、補助対象事業に係る管理費の実際の支出額 (B) に対して、補助率の上限である37.5%を乗じた金額と当該年度の子算額との比較を行い、いずれか低い方の金額を補助金の確定額とするように、真実の報告を行うべきであった。

【令和2年度笛吹川地区 補助対象管理費の収支決算額】 (単位：千円)

管理費内訳科目	報告ベース：A	実際支出額：B	差異 (A-B)
操作運転費 (人件費)	1,963	609	1,354
点検整備費 (人件費)	6,494	9,430	▲2,936
施設管理費 (人件費)	23,778	23,689	89
施設費 (調整池保守点検整備費)	0	0	0
諸油脂費 (施設機会燃料費)	500	0	500
整備補修費 (整備補修費)	36,996	54,489	▲17,493
電力費等 (制御所)	43,000	45,021	▲2,021
合 計	112,731	133,238	▲20,507

また、笛吹川地区を対象とした補助金に関しても、この表で示されているとおり、報告ベースの収支決算額 (A) に比較して、実際の支出額 (B) は、約2,051万円だけ少なく報告されている。この減額分は、管理費内訳科目のうち、金額が大きい方から3つの科目でそれぞれに減額を施している。

本来であれば、補助対象事業に係る管理費の実際の支出額（B）に対して、補助率の上  
限である37.5%を乗じた金額と当該年度の子算額との比較を行い、いずれか低い方の金額を  
補助金の確定額とするように、真実の報告を行うべきであった。

### 3.2.35. やまなしスマート農業実装事業費

#### 【事業の概要】

(事業内容)

省力化、低コスト、高品質化による農業生産性の向上が見込まれる先進技術の導入に意  
欲のある事業実施主体を公募し、ICTベンダーや機器メーカーの協力を得ながら先進技術の  
現地実証を行う。そのための設備導入に要する経費に対し補助率1/2の補助を行い、導入  
効果を検証するためのデータ（環境データ、労働時間等）の取りまとめ経費に対し助成を行  
っている。

また、広く先進技術を普及させるという観点から、事業実施後は、技術導入を検討して  
いる農業者の見学を受け入れや技術導入に対する助言を行うことを公募申請者の要件とし、  
実際の導入農業者から効果的に発信・普及を行っている。

得られた実証成果については、新たに立ち上げる「スマート農業推進協議会」において  
報告するとともに、各農務事務所へ情報提供をし、新たに技術導入を検討している農業者に  
対する助言・指導に活用している。

事業区分としては次のようになっていた。

【事業区分1】高品質化を目指した技術の導入

環境センサーシステム、複合環境制御システム、ドローン、細霧冷房装置等

【事業区分2】省力化、軽労化を目指した技術の導入

環境センサーシステム、複合環境制御システム、水管理システム、ドローン、アシスト  
スーツ、除草ロボット等

【事業区分3】低コスト化を目指した技術の導入

ヒートポンプ、ドローン等

(これまでの経緯)

・H30年度主要施策事業として単年度事業として整理される。

・H31年度、事業を進める中で当該事業のアドバイザーから、地球温暖化による夏期高  
温対策等が必要であるとの助言があったことを受け、当初予定していなかった分野にお  
いても実証が必要であると判断し、部として「山梨県におけるスマート農業の推進につい  
て」を定め、平成31年度も継続して事業を実施した。

・この間、国では、「未来投資戦略」（平成30年6月15日閣議決定）や、「農林水  
産業・地域の活力創造プラン」（平成30年11月27日農林水産業・地域の活力創造本  
部）において、「スマート農業の推進」を重要施策として掲げ、ロボット・AI・IoT等の先  
端技術の研究開発、技術実証及び速やかな現場への普及を推進。令和元年6月には、「農業

新技術の現場実装推進プログラム」を策定し、各技術のロードマップや技術実装の推進方策を掲げ、スマート農業の推進をさらに加速化していくこととした。

・これらの国の動きを受け、令和2年度の主要施策として、本県におけるスマート農業の導入・普及を総合的に推進する「スマート農業推進事業」を組み立て協賛。「やまなし次世代農業チャレンジ事業」は、この中の1事業項目として対象を広げ「やまなしスマート農業実装事業」として、拡充して継続実施することとして整理を行った。

（事業効果）

・民間企業の協力を得て設備を導入することで、新たな技術導入に際し適切な技術指導を受けることができ、生産条件や経営状況に最も適した新技術を導入することができる。  
・また、環境を制御するシステムや遠隔地から現場状況をモニタリングできる技術の導入は、近年多発する気象災害や気象変動に対する対策として有効である。

・先進的な農業者に対し技術導入の機軸を提供し、その農業者が実際に生産性向上や省力化の効果検証を行い、地域のモデルケースとして農業者からその効果を発信してもらうことで、高い波及効果が期待できる。その結果、県がスマート農業の普及推進を図るため令和2年度から立ち上げる「スマート農業推進協議会（仮）」等による取組との相乗効果が期待できる。

・当該事業の導入効果を参考に、各地域で新技術の導入が進み高品質化や省力化等の生産性向上が図られ、収益の向上や規模拡大が期待できる。

【目的・法令根拠等】

（目的）

本県農業の持続的な発展を図るため、栽培管理の省力化、高品質化に向けたIoT技術など先進技術の導入を支援しその効果の実証を行い、県内農業者への普及拡大を図る。

（根拠法令）

やまなしスマート農業実装事業実施要綱

やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱

【予算・決算執行状況の年度推移】

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算	6,670	6,579	6,000
決算	5,952	5,856	5,212

（事業実績）

平成30年度

・アトバイザーの設置・検討会開催3回

・実証事業の公募・採択及び設備導入補助（5件）

室温センサー、環境制御装置等

令和元年度

・アトバイザーの設置・検討会開催3回

・実証事業の公募・採択及び設備導入補助（8件）

室温センサー、現場環境情報収集用IoTセンサー、ハウス内環境情報収集用IoTセンサー、ハウス内環境計測機器、複合環境制御装置等

令和2年度

・実証事業の公募・採択及び設備導入補助（4件）

営農支援システム搭載密播田植機、アトバ LED 照明、AI 灌水施肥システム、ハイブリッド型無線草刈り機

【具体的目標】

なし

【やまなし農業基本計画との関連】

「やまなし農業基本計画」2 農業生産の効率化、農産物の高品質化（1）スマート農業の推進@IoT、ICT 等の先端技術を活用した農業の普及促進に関連している。

【実施した監査手続】

関連書類を入手し、閲覧と職員に対する質問を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

**No43 【意見事項】当該事業への応募件数を増やす施策について（農業技術課）**

県としては当該事業の問題に対して、公募の時期を調整する、この事業の必要性と緊急性の PR を広く行う、農家と農業関係者以外の連携による応募を促進する等の、「応募件数を増やす施策」を実施することを要望する。

【現状】

本県農業従事者の高齢化は、今後ますます進行していくことが見込まれており、担い手の減少による労働力不足が懸念されている。そのため、栽培管理の省力化など生産性の向上を図るため ICT 等のスマート農業技術を導入し、農業生産の高度化を図っていく必要があるが、発展著しい先進技術を導入し活用していくためには、具体的な情報や技術が不足してお

り、設備投資のリスクが課題となっている。設備投資のリスクとは主に①導入コストが高く費用対効果の見通しにくいこと、②スマートフォン農業の分野は研究開発の段階でありソフトウェア等の標準化が進んでおらずその後の互換性がなくなる可能性があること、③導入した技術を活用する人材確保が難しいことなどがある。このような課題を解決するため、当該事業により“先進技術の導入に対する助成”、“関係機関との連携や技術的なサポート”を行い、農業者が技術導入を行う際の資金的、心理的ハードルを下げることににより、県内農業者への導入や普及を支援していくことで、省力化、低コスト化、高品質化による農業の生産性の向上を図ることができる。

具体的には、当県の傾斜地が多く狭小なほ場が多いという地理的特徴や、果樹や野菜等の作目が多いという特有の課題を踏まえ、本県に導入・普及が見込まれる先進技術を積極的に取り入れることは、従来人手に頼っていた作業や、多くの時間を割いていたほ場確認作業などの軽労化、省力化につながるとともに、これまで働いていた農業者の技術をデータ化し高品質化を図ることで、熟練農業者の技術の継承にも繋がる。これらは本県の持続的な農業の発展のためには必要な取組であり、本事業は重要な事業であると考えられる。ただし、公募条件として、「事業の一部を開発業者等に委託することはできるが、事業全体を委託することはできない」としており、農業者が主体的に事業を実施する必要がある。

数年の補助金の応募件数及び内容は上述の通りで、令和2年度は応募者数（＝採択数）で4件のみであった。

**【問題点及び改善策】**

前述の通り本事業は、とても重要な事業として考えられるにもかかわらず、当事業の応募者が少ない。多くの申請の中から採択できるように応募者を増やす工夫をすることが望ましい。

応募件数が少ない理由はいくつか考えることができるが、農業者が主体的に行う必要がある中で、農家の繁忙期と募集時期が重なっていることや、着想から応募までに時間が必要であること、そもそも着想が難しい、さらに補助率が1/2であり前述の設備投資のリスクが残ることなどが考えられる。その結果として、農家としても緊急性を見いだせず、応募に二の足を踏んでしまっている可能性がある。

果としてはこれらの課題に対して、公募の時期を調整する、この事業の必要性と緊急性のPRを広く行う、農家と農業関係者以外の連携による応募を促進する等の、「応募件数を増やす施策」を実施する必要があると考える。

**3.2.36. 安全・安心ブランド農産物推進事業費**

**【事業の概要】**

（事業内容）  
消費者に安全・安心な県産農産物を提供するため、農薬飛散防止対策と合わせて、登録変更に対応した防除体系の確立と出荷前の対策を徹底するために以下の事業を行っている。

1 農薬適正使用の啓発活動

農薬適正使用の重要性の啓発  
系統及び直売所出荷者に対して、農薬適正使用の重要性を啓発するパンフレットを作成し、関心を高める。

防除日誌（農薬散布記録）の記載推進

万が一の事故に備えての農薬散布記録の重要性を啓発するための資料を配布するとともに、各出荷団体における防除日誌の記入状況等を調査し、今後の啓発に活かす。

2 安全・安心な農作物の供給によるやまなしブランドの推進

農薬適正使用の技術の普及  
系統及び直売所出荷者を対象に、地域の栽培品目に合わせた農薬飛散リスクを軽減する農薬散布スケジュールの作成や、散布技術講習会の実施等により農薬適正使用の技術の普及を図る。

残留農薬基準値超過事例の発生防止

残留農薬基準値超過事例の発生を防止するため、出荷前の農作物に対して残留農薬分析を実施し、農薬使用時の飛散の状況及び周辺農作物への農薬の残留状況を調査する。

3 農薬の飛散防止と登録変更に対応した農薬適正使用技術の供給

残留基準の見直しに伴う農薬の登録変更内容の周知徹底及び農薬の登録変更に対応した防除体系の作成を行う。

補助率 1/2以内

（事業効果）

J Aや生産者団体と果が連携して、農薬の適正使用を推進し、安全・安心な農産物の生産体制を確立することにより、県産農産物の評価が高まり、ひいては農業経営の安定につながることで期待される。

**【目的・法令根拠等】**

（目的）

残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に伴い、県産農産物の安全性を確保し消費者に向け「やまなし」ブランドの信用性向上を図る必要がある。また、残留基準値見直しに伴

い農業使用方法の変更が順次行われるため、これらに対応すべく関係機関が連携し、農業適正使用の徹底と農業残留基準値超過の発生防止に取り組む。

【ポジテイグリスト制度について】

ポジテイグリスト制度とは、農業等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度で、平成18年5月29日から施行されている。ここでいう、農業等とは、農業、飼料添加物及び動物用医薬品のことをいう。施行以前、283農業等に基準が設定されており、残留基準の設定のある農業等についてはその範囲内の残留が認められ、残留基準の設定されていない農業等については規制の対象外であった。

ポジテイグリスト制度の施行後は、基準が設定されていない農業等については、「人の健康を損なうおそれのない量」として厚生労働大臣が定めた「0.01ppm」の一律基準を超えて農業等が残留する食品の販売が禁止されている。また「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」として、令和元年5月30日現在、74物質が認められており、この一律基準の規制対象外とされている。さらに、これまでに設定されていた基準と合わせて、令和2年12月15日現在、760農業等に残留基準が設定されており、これらの基準を超えて農業等が残留する食品の販売は禁止されている。

(根拠法令)

農業取締法、食品衛生法、植物防疫法

「農業適正使用に係る対応の強化について」（18消安第2354号、平成18年5月29日消費安全局長等通知）

「短期暴露評価により変更される農業の使用方法の周知等について」（26消安第282号、平成26年11月5日消費安全局農産安全管理課長等通知）

【予算・決算執行状況の年度推移】

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算	8,916	8,589	7,669
決算	7,975	5,690	7,385

事業実績

○令和元年度

農業適正使用の啓発（パンフレット作成）

残留農業基準の見直しに伴う農業の登録変更内容の周知

農業の登録変更に対応した防除体系の見直し

出荷前農作物の残留農業分析の実施

農業飛散防止技術の供給

飛散が危惧される薬剤等の残留農業分析実施

○令和2年度

農業適正使用の啓発（パンフレット作成）

残留農業基準の見直しに伴う農業の登録変更内容の周知

農業登録変更に対応した防除体系の見直し

出荷前農作物の残留農業分析の実施

農業飛散防止技術の供給

飛散が危惧される薬剤等の残留農業分析実施

団体別補助金額の推移

表21 平成30年度～令和2年度安全・安心プログラム推進事業費補助金（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 団体名 全国農業協同組合連合会 山梨県本部	289,500	196,000	314,000
2 山梨県農業協同組合中央会	300,000	204,000	300,000
3 フルーツ山梨農業協同組合	1,442,000	1,277,000	1,436,000
4 笛吹農業協同組合	2,433,000	1,605,000	2,325,000
5 山梨みらい農業協同組合	1,157,028	1,021,000	1,273,000
6 南アルプス市農業協同組合	577,000	392,000	575,000
7 梨北農業協同組合	1,114,000	757,000	790,000
8 農事組合法人た・から (た・から農産物直売所)	58,000	39,000	58,000
9 農産物等搬入運営委員会 (道の駅とよとみ)	108,000	73,000	108,000
10 山梨みらい農業協同組合 (西八代郡農業協同組合分)	192,000	—	—
11 山梨みらい農業協同組合 (ふじかわ農業協同組合分)	144,000	—	—
12 田富・玉穂出荷組合 (道の駅とよとみ)	—	—	40,000
13 北富士農業協同組合	80,000	54,000	76,000
14 鳴沢村農業協同組合	80,000	60,000	90,000
15 クレイソ農業協同組合	—	11,694	—
合計	7,974,528	5,689,694	7,385,000

(出典：県 提示資料)

【具体的目標】

なし

【やまなし農業基本計画との関連】

- 「やまなし農業基本計画」
- 4販売につながるプロモーション等の展開
- (3) 安全で安心な農産物の生産・供給
- 5地域の農産物の利用促進
- (2) 地産地消・地産訪消の促進に向けた販売集客拠点の整備等への支援  
に 関連

【実施した監査手続】  
関連書類を入手し、閲覧と職員に対する質問を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

No44 【意見事項】 残留農薬の1件当たりの検査費用について（農業技術課）

残留農薬の調査の実施団体である農業協同組合等の検査の発注先が主に株式会社Aであるが、各農協が個別に発注しているため、1件当たりの検査費用にばらつきがある。事業実施主体が各農協等であるから、県が一括発注することはできないが、1件当たりの検査費用の違いにつき分析し、検査費用を節約できないかの検討を要望する。

【現状】

農業組合等が出荷前の農作物に対して残留農薬分析を実施し、農薬使用時の飛散の状況及び周辺農作物への農薬の残留状況の調査を行っているが、それにかかる費用の1/2を県が補助している。令和2年度に関しては分析件数368件、事業費8,798千円に対して3,940千円の補助を行っている。分析結果で、残留農薬が発見されたものは0件であった。過去5年間の残留農薬の発見はいずれも0件であった。

残留農薬の調査の実施団体である農業協同組合等の検査の発注先が、主として株式会社Aとなっており、他に株式会社B、株式会社C、一般社団法人Dがある。各事業者の過去3年の委託先及び検査件数は表22の通りである。県の担当者へのヒアリングによれば、各農協では、輸出に向けた残留農薬分析をする際にはISOの基準を満たす必要があり、それを満たす分析機関が県内にほとんどない。また、県外に分析を委託する際には、検査料以外にも検体の送料が必要になることや、株式会社Aは検体の自主回収も行っていることから結果として株式会社Aに発注が集中しているとのことである。

表22で支払金額を検査件数で除した1検査当たりの価格を見ると20,000円～55,000円と大きな差がある。

【問題点及び改善策】

事業実施主体が各農協等であるから、県が一括発注することはできないが、1件当たりの検査費用の違いにつき分析し、検査費用を節約できないかの検討を要望する。仮に最安値の単価である1件あたり22,000円ですべての調査を行った場合には、令和2年度で約70万円の経費削減が見込まれる。

表22 安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金 H30-R2 残留農薬分析について（県より提示された資料を監査人が加工）

団体名	H30年度						R2年度					
	①発注先		②支払金額		③発注先		④支払金額		①発注先		②支払金額	
	件数	金額	1件当たりの補助金額	件数	金額	1件当たりの補助金額	件数	金額	件数	金額	1件当たりの補助金額	
1 全国農業協同組合連合会	9	210,840	23,760	90,000	64,800	7	166,320	23,760	67,000	9,000	24,200	98,000
2 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
59 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
72 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
73 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
74 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
75 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
76 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
77 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
78 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
81 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
82 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
83 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
84 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
85 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
86 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
87 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
88 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
89 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
91 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
92 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
93 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
94 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
95 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
96 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
97 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
99 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 山梨県農業協同組合連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※分析委託先については、残留農薬分析を行う際にISOの基準を満たす必要があり、そのうちでは検体が検定である。県外分析委託先では、検体送料に検体送料の送料が必要となる。県内分析委託先では、検体送料の送料は含まれていない。送料がかかる場合が多い。この送料は必ずしも分析委託先で発生するものではない。分析委託先で発生するものがある場合、その送料は必ずしも分析委託先で発生するものではない。

### 3.3. 出先機関の監査

#### 3.3.1. 山梨県水産技術センター

##### 【概要】

##### 1. 山梨県の水産業の状況

県は、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、令和2年3月に「新やまなし水産振興計画」（以下、「振興計画」という）を策定している。

山梨県における水産業（養殖業）の生産額は、令和2年度1,069百万円であり、農業生産額が100,575百万円であるのに対して経済規模は小さい。河川や湖沼から魚を採集して販売する専業の漁業者は存在せず、食用魚のほか河川や湖沼での釣りの対象となる魚を養殖することが水産業の中心となっている。養殖業の中心は、ニジマスであり平成30年の生産量は全国で3位、イwanaやヤマメなどのその他のマス類の生産量は全国2位となっている。

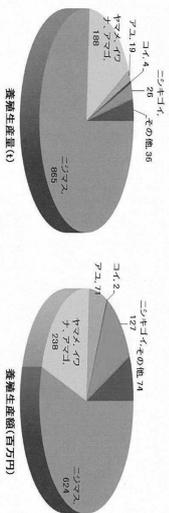


図2 平成30年養殖生産額・生産額実績の内訳

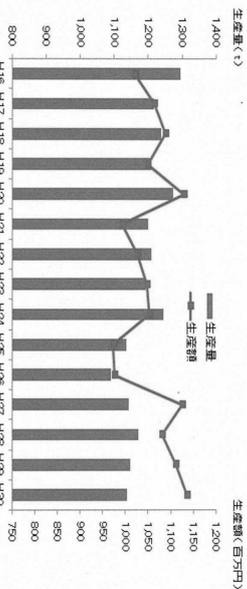


図3 養殖生産量・生産額実績の推移

(出典：「新やまなし水産振興計画」より抜粋)

「振興計画」によると平成30年度において年間約20万人がレクリエーションとして釣り等の遊漁を行っているという。首都圏を中心に県外から多くの観光客が釣りを目的に山梨県を訪れており、宿泊や飲食、お土産といった消費により観光業の振興につながっている。養殖→放流や釣り堀への供給→余暇の消費増大という循環の起点となっているのが山梨県の水産業である。

平成31年度4月時点での養殖経営体数は50業者、漁業協同組合の組合員数は、7,500人となっている。山梨県の漁業協同組合は、漁場を管理し遊漁券の販売、放流等を主に実施している組織であり、組合員の多くが漁業で生計を立てている者ではなく一般の釣り人である。漁業組合員数、遊漁者（釣り人）ともに年々減少傾向となっている。

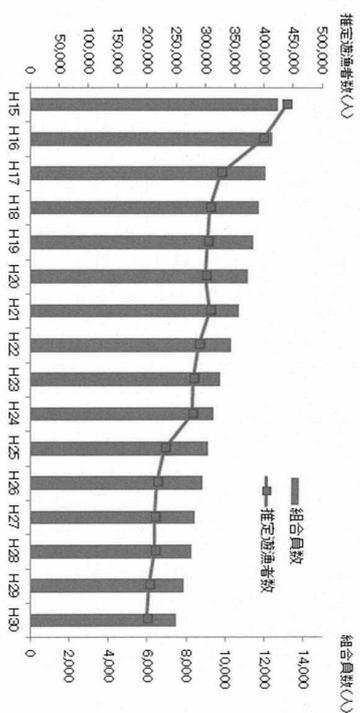


図1 推定遊漁者数及び漁業協同組合員数の推移

(出典：「新やまなし水産振興計画」より抜粋)

##### 2. 山梨県水産技術センターの概要

山梨県水産技術センター「以下、「水産技術センター」という」は、放流や養殖業のための魚の卵や稚魚の生産を行う他、養殖技術の研究、指導、県産のブランド魚の開発等を行っている。



山梨県水産技術センター本所

(1) 経緯

昭和 6年 湧水でニジマスを養殖する施設として県営忍野孵化場として開設  
 昭和 33年 富士河口湖町に水産指導所を新設  
 昭和 47年 水産指導所を廃止して現在地に魚苗センターを新設  
 平成 5年 水産技術センターに改称、忍野孵化場は、水産技術センター忍野支所に改称

(2) 施設概要

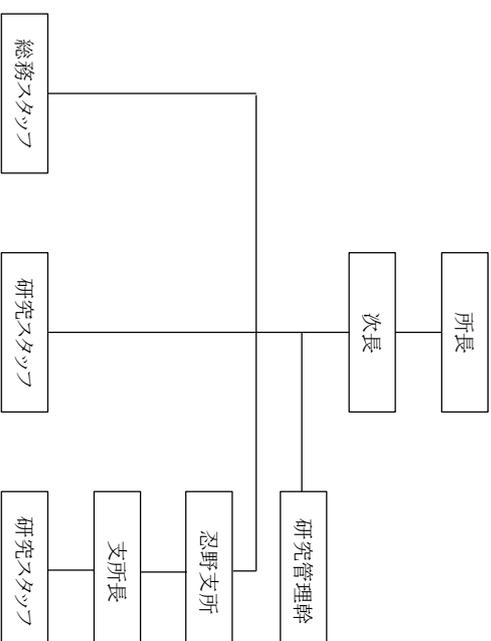
	本所	忍野支所
所在地	甲斐市牛匂 497	忍野村忍草 3098-1
職員数	正規職員 10名 会計年度任用職員 5名	正規職員 4名 会計年度任用職員 3名
業務内容 —種苗生産	放流及び養殖用の種苗生産 アユ、コイ、ホシモロコ等	全雄3倍体ニジマス卵、ヒメマス卵、富士の介卵・稚魚
業務内容 —指導普及	漁業組合、養殖業者、河川改修関係者等に対し増養殖技術に関する講演・現地指導、増養殖技術講習会の開催等	巡回指導、魚病検査の実施、養殖技術講習会の開催、費拉大・希少魚保全の講演等
業務内容 —試験研究	アユ種苗の有効活用に関する研究 ワカサギ資源増大技術開発 カラウオ対策に関する研究 ブラウソトラウト完全駆除技術の開発 クニマスの資源生態、保全に関する研究	低魚粉成長優良系統の選抜試験 富士の介の開発 クニマス養殖技術の開発
施設概要	面積 34,698 m <sup>2</sup> 建物 20棟 3,552 m <sup>2</sup> 飼育池 81面 井戸 8本	面積 9,628 m <sup>2</sup> 建物 4棟 1,210 m <sup>2</sup> 飼育池 36面 井戸 3本
施設配置図		

本所では、アユの稚魚の生産、忍野支所ではニジマスの卵の生産が中心である。アユは、幼魚期を確ですごし産卵場所に遡上してくる遡河魚であり、養殖にあたっては海水環境を必要とすることから民間業者が参入することは難しい。一方、山梨県でアユ釣りを楽しむ釣り人が多く漁場を維持するために水産技術センターで放流用のアユの養殖を実施している。養殖したアユのほとんどが、放流用として各漁業組合に販売される。放流後の生存率の向上に向けて、放流時期、放流方法の研究、害鳥への対策の開発などを行っている。

研究試験については、外部の有識者によりレーマ選定、研究結果に関して評価が行われている。評価内容は、山梨県庁のホームページ<sup>8</sup>にて公開されている。カラウオ防除対策として開発した擬卵への交換や卵へのドライアイスの散布など水産技術センターが開発し全国に広がった例がある。

【組織】

令和3年度 水産技術センター組織図



(出典：水産技術センターより入手の組織図を監査人が抜粋)

【目的・役割】

淡水魚の試験研究・種苗生産・指導普及を行い、本県内水面漁業（河川や湖沼で行われる漁業や養殖）の振興を図る。

【実施した監査手続】

- ・ 県の職員に対する質問

<sup>8</sup> 山梨県庁ホームページ 水産技術センターの外部評価結果

<https://www.pref.yamanashi.jp/suisan-git/86194435103.html>

- ・ 関係資料の閲覧
- ・ 水産技術センター本所への現地視察

【指摘事項又は意見事項】

**No45 【意見事項】 アユの生産設備の稼働について（山梨県水産技術センター）**

アユの生産設備の稼働を高めることで放流量を増加させ、「漁業協同組合等の経営安定」「漁業及び遊漁の推進」に向けた好循環を生み出せる可能性がある。稼働を高めるための追加の支出と効果について検討されることを要望する。

**【現状】**

水産技術センターの本所では、アユを孵化させ稚魚に育て、主に放流用として県内の各漁業協同組合（以下「漁協」という）に対して販売を行っている。漁協では、遊漁券の販売収益を原資として放流用のアユを購入し、漁場に放流を実施している。アユは海から遡上する魚であるが、河川の随所にダムや堰堤があるため海から遡上できるアユはわずかであり、県内河川に生息するアユはほとんどが放流によるものである。近年のアユの放流量の推移は、下表のとおりである。

**図 3 アユの販売量及び放流尾数の推移**

アユの販売量		(単位:尾)														
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2						
放流用	9,826	9,495	8,432	6,985	7,345	6,290	6,600	6,730	6,522	6,274						
養殖用	806	884	900	639	1,188	1,275	1,025	750	909	519						
計	10,632	10,379	9,332	7,624	8,503	7,565	7,625	7,480	7,431	6,793						

アユの放流尾数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
放流尾数	1,405,714	1,356,429	1,204,571	997,897	1,049,286	898,571	942,897	961,429	894,571	896,286

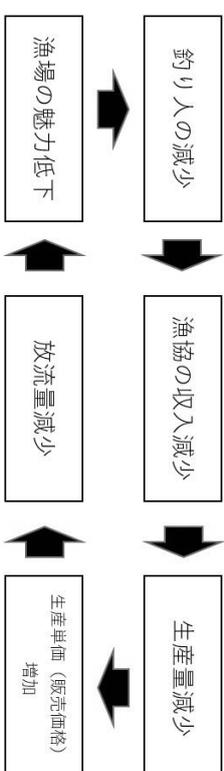
※1E 7gで換算

(出典：山梨県水産技術センターより)

令和2年度は、約90万尾のアユが放流されている。平成23年度からの推移をみると放流量は減少傾向である。

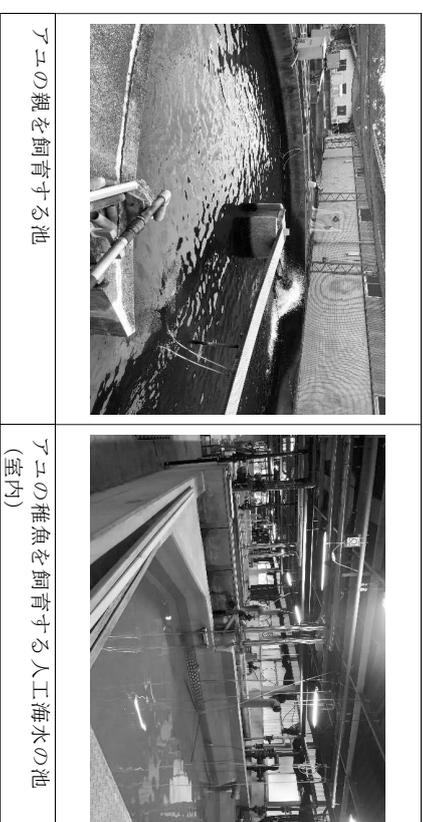
放流量は、水産技術センターの販売価格と漁協の遊漁券の販売収益により決まる。アユの販売価格は、「水産技術センター生産物売却価格協議会」で決定しており、平成23年より生産経費に基づき算出した価格としている。生産経費とは、減価償却費と人件費を除く費用と定義している。直近の令和3年度は、季節によって変動するが高い時期で3,280円/kg、安い時期で2,290円/kgとなっている。

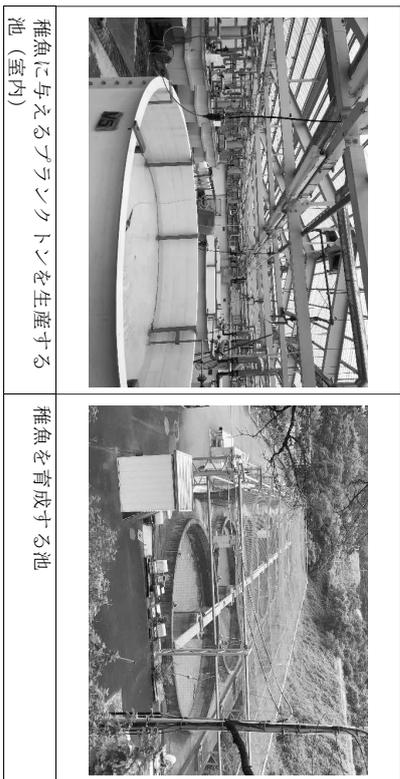
県内には令和3年3月時点で17の漁協があり、組合員は6,875名となっている。概要に記載した通り近年、組合員数は減少しており、釣り人も減少している。漁協の財源は、遊漁券が主であり、釣り人の減少とともに遊漁券の販売も減少している。そのため、放流用のアユを購入する原資が減少し、放流量も減少するという悪循環となっている。漁協の購入原資が減少する一方で、水産技術センターの生産経費は飼料代の高騰等から増加傾向となっており、放流量の減少に追い打ちをかけている状況である。



アユの生産には、アユの親用の池、育成用の池、稚魚用の池、稚魚の餌の生産用の池等、これらに水を供給する井戸など巨大な設備が必要であり多額の投資が行われてきた。資料などにより確認が可能なものだけでもこれまでに7億円以上の設備投資が行われているが、生産量の減少により設備をフル稼働するには程遠い状況である。

水産技術センター アユの生産設備





「振興計画」において水産業の振興に向けた取り組みとして「漁業協同組合等の経営安定」「漁業及び遊漁の推進」が掲げられている。アユに関しては、生産の他、放流時期や放流場所の研究やカワウ対策など河川環境の整備を実施してきているが、近年の放流量の減少からは十分な効果を得るに至っていない。

【問題点及び改善策】

アユの生産設備を100%稼働させることで放流量の増加、釣り人の増加、漁協の収益拡大という好循環に転換することを要望する。

下表は、水産技術センターが作成しているアユの生産コストの積算資料を分析し設備を100%稼働させた状態をシミュレーションしたものである。モデルを単純化するため詳細な事項の検討は省略していることについて了承いただきたい。

図4 設備を100%稼働させた場合のアユ生産のシミュレーション

項目	単価	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5年平均 (A)	100%稼働 見込(B)	5年平均 との差 (A)-(B)	備考
販売量＝生産量	7,835	7,351	7,481	6,771	6,793	7,293	12,600	5,307	販売量
定価	1,119,296	1,083,371	1,068,571	967,286	970,429	1,041,829	1,800,000	758,171	UP↑ 販費
生産額増減率%	-	-	-	59%	54%	58%	100%	42%	-
収入	22,007,140	22,570,120	21,542,350	30,067,040	21,021,200	21,447,700	22,442,700	1,400,000	0※2
変動費※5	8,335,317	8,035,501	7,691,102	7,652,431	7,133,489	7,809,044	13,192,268	5,683,324	※3
変動費率計	3,783,529	3,646,611	3,494,229	3,464,234	4,241,888	3,581,135	6,427,286	2,643,757	※4
固定費※5	13,589,052	13,641,412	13,892,388	13,121,785	11,584,537	13,165,799	19,920,533	6,754,355	0
人件費	26,282,912	25,001,971	23,328,974	23,596,423	23,090,316	23,436,519	28,486,319	5,053,399	0
人件費率計	6,303,817	7,735,913	7,135,074	7,871,274	6,087,507	6,942,117	6,947,117	81,599	0
固定費率計	32,568,729	32,737,884	32,464,048	33,069,697	31,777,823	32,403,636	32,403,636	6,754,355	0
総売上※6	46,137,781	46,379,296	46,356,438	46,911,482	42,762,180	43,550,435	50,381,989	6,754,355	-
収支	-24,139,641	-23,809,176	-23,808,589	-26,123,342	-21,710,980	-24,126,645	-30,881,199	-6,754,355	-

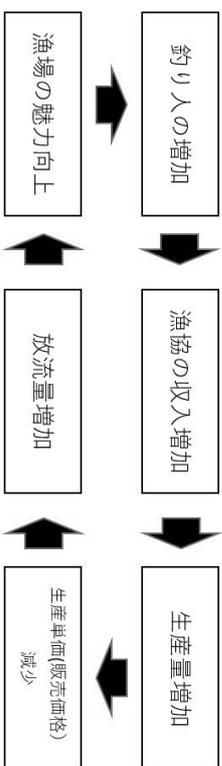
※1 100%稼働の生産頭数を180,000匹として「生産頭数」/180,000にて算出  
 ※2 100%稼働の収入は、漁協の交渉とため池内に5年平均と同額とした  
 ※3 5年平均販費/5年平均生産量×12,600(水産センターによる販費方法を採用)  
 ※4 100%稼働で丹水が垣越より2割削減(水産センターによる販費方法を採用)  
 ※5 変動費、固定費の分類は水産センターのホームページに基づき区分  
 ※6 設備の減価償却費は含まれていない  
 (出典：アユ生産コスト(設備費は除く)(水産センター作成)を元に監査人が分析算出)

アユの生産は、人工海水の池で仔魚(ふ化直後の稚魚)を育て、真水の池で稚魚に育成する工程である。販売量を超える仔魚を育て、販売量に合わせて仔魚を廃棄していく。経費がかかるのは海水を作るための塩代や動力費であるが、仔魚は設備の100%稼働である1,800,000匹の稚魚を生産する量を前提としても現在の金額とあまり変わらない。塩水を作るための経費は生産量に連動しない固定費であるといえる。稚魚の育成個体数が増加しても餌やりなどの回数は増加するものの労働時間が比例して増えるわけではないため人件費は固定費となる。生産量に連動する変動費は、稚魚を育成するための飼料代と真水の池の水の循環にかかる電気代となる。

平成28年度から令和2年度の5年間の生産実績の平均を「5年平均(A)」として、また、(A)を基準として100%稼働時の飼料費と電気代を水産センターの推計をもとにシミュレーションした数値を「100%稼働見込(B)」として記載している。

シミュレーションでは、約670万円の追加費用でアユの放流量を約75万尾増加させることが可能である。上記の表の「5年平均(A)」と「100%稼働見込(B)」の差額に注目してほしい。詳細な検討を行うと出荷や管理に関する労務の増加による追加コストが発生する可能性があるが、それを加味しても多額な追加コストとはならないと推定される。

県の財源が厳しいことは承知であるが、7億円以上の大規模な設備を整備しながら5年平均の稼働率が58%でアユの単価が高止まりしている状況は設備を有効に活用しているとは言えない。当初数年は県の負担増加となるが追加費用を県が負担することで設備の稼働率を高め、大量の放流用のアユを提供することを検討すべきである。放流量の増加をきっかけにして先に掲載した悪循環を下記のように好転させる可能性がある。



追加費用の負担による既存の設備の活用により、新やまなし水産計画において取り組んでいる「漁業協同組合等の経営安定」「漁業及び遊漁の推進」に向けた好循環を生み出せないものか、詳細な検討を進めるよう要望する。

### 3.3.2.山梨県畜産酪農技術センター

#### 【概要】

本所所在地 中央市乙黒 963-1  
支所所在地 北杜市長坂町長坂上条 621-2

平成 29 年 4 月 1 日から、旧畜産試験場と旧酪農試験場との組織再編により、本所（中央市）並びに長坂支所（北杜市）において、本県の畜産関係試験研究及び畜産生産振興業務に取り組んでいる。

本所：中小家畜（豚・鶏）の改良増殖と試験研究並びに普及指導  
支所：大家畜（乳用牛・肉用牛）に関する試験研究と改良増殖

令和 2 年度の主な事業（試験研究内容）

＜本所＞

消費者ニーズに応える「やまなしブランド」の開発

高収益を目指す品質安定、増収、低コスト生産技術の開発

環境変動に対応した生産技術の開発

＜支所＞

環境変動に対応した生産技術の開発

乳肉用牛の能力検定

牛の人工妊娠技術の実用化

飼料作物の栽培及び利用技術の改善

乳肉用牛の飼養管理技術の開発

乳肉用牛の放牧管理技術の開発

#### 具体的な研究実績（令和 2 年度）

令和 2 年度 試験研究費 実績額

単位：千円

試験研究テーマ	実績額
1 系統豚「フジサクラDR」の維持と増殖及び組合せ検定	23,575
2 ブランドヒューズ種「フジサクラ」の開放型畜種による改良	10,048
3 県畜産飼料の給与等によるプレミアム豚肉の増殖	2,157
4 高品質飼用鶏「甲州地どり」の維持と増殖及び「甲州顔落鶏」の種鶏導入と種卵及びヒナの生産	11,867
5 LEDの車波長照射による鶏生体機能への影響調査	3,385
6 飼肉用産物の畜付加価値化のための飼育技術の確立	2,414
7 採卵鶏における快適性に配慮した飼育方法の生産性評価	4,000
8 産卵時における母豚の繁殖改善技術の開発	1,328
9 地菜温暖化に対応した採卵鶏の卵重調整技術の研究	2,674
10 産卵鶏の繁殖力向上に向けた養分管理技術の研究	2,507
11 牧羊犬トレーニングの調製技術の確立	726
12 優良乳用体卵生選抜事業	16,856
13 受胎卵供給促進事業	9,146
14 体外受精卵を活用した乳用牛の繁殖成績向上技術の確立	2,021
15 ホルスタイン種における簡易的な採卵プログラムの確立	3,166
16 甲州牛増産のための集約的採卵プログラムの確立	1,902
17 飼料作物優良品種選定普及促進事業	412
18 飼料用トウモロコシの省力栽培技術試験	205
19 飼料利用効率向上推進事業	2,585
20 哺育管理の違いが乳用雌牛の発育等に及ぼす影響の解明	293
21 生産性向上のための乳用牛ストレス低減技術	1,000
22 肉用牛の親子周年放牧技術の確立	1,400

（出典：山梨県畜産酪農技術センター提供データ）

動物を飼養するとともに、下記のような生産物の売却を行っている。

繁殖用豚、豚精液、牛の受精卵、鶏種卵、鶏食卵、牛乳、堆肥

種畜や種きんについては、山梨県種畜種きん売却規程に基づき、原則として県内の農家に対して販売をしている。

それぞれの売却価格は、生産物ごとの売却要領や譲渡規程、売買契約書において定められている。



試験研究の事前評価において課題設定の社会的ニーズ等、研究の有用性が判断基準の一つとされているように、センターでの試験研究は現場ニーズに沿ったものでなければ意味のないものである。

【指摘事項又は意見事項】

**No46 【意見事項】 生産農家とのコミュニケーションについて（山梨県畜産酪農技術センター）**

生産農家との頻繁なコミュニケーション手段を確保し、現場のニーズに沿った的確な研究課題の設定をして、現場農家の飼育技術向上に寄与することを要望する。

【現状】

センターでは、やまなし農業基本計画の実現に向けて、「第8次山梨県農業の試験研究推進構想」に基づき、「本県農業の振興方向に沿った施策を実現する技術の開発」「生産現場の課題解決を迅速に進める技術開発」等を進めることとされている。

具体的には、畜産農家が現状抱えている具体的な課題を詳細に把握し、研究課題に落とし込んでいくことと、それを踏まえて現場農家の飼育技術向上を支援することが重要な役割である。

この数年（平成30年度～令和3年9月）において、生産農家との間で会議等により要望等を聴取した頻度（センター提供データ）は、次の表のとおりである。

令和2年度以降はコロナ禍のため、例年と比較し畜産農家の意見聴取の機会が大きく減少している。

●生産農家から畜産の研究に対する要望等を聴取した機会・会議一覧

- ①：当センターが会議を開催し、農家から直接意見聴取を行ったもの
- ②：会議に出席した県機関等の職員を通じて農家の意見を聴取したもの
- ③：所員が会議に参加し、同席した農家から意見を聴取したもの
- ④：その他、農家のセンターへの来所等により意見聴取したもの

○平成30年度

月	日	会議名	出席者数	該当
4	24	平成30年度試験設計会議	27	②
6	6	平成30年度山梨県養鶏協会総会	17	③
6	26	山梨県牛群検定組合通常総会	7	③
7	6	甲州富士桜ボーク生産指導会議	11	③
10	10	ブランド鶏卵検討会	13	③
11	11	平成30年度山梨県家畜改良協会総代会	20	③
13	13	平成30年度山梨県桜柄豚普及推進協議会総会	11	③
25	25	めん羊普及生産拡大ワーカー協議会総会	10	③
31	31	試験設計会議(新規課題設計)	25	②
8	2	平成30年度山梨県肉畜鶏卵共進会	25	③
21	21	平成30年度外部評価委員会	22	①
9	6	山梨県種畜共進会担当者会議	10	③
18	18	飼料作物優良品種選定普及促進事業に係る現地検討会	8	③
21	21	養豚講演会	30	③
26	26	平成30年度山梨県肉畜鶏卵共進会	22	③
10	13	山梨県種畜共進会	11	③
23	23	ブランド鶏卵検討会	14	③
27	27	八ヶ岳ホルスタインショウ2018	20	③
12	4	ブランド鶏卵検討会	13	③
1	9	レストラン農家交流会	30	③
16	16	山梨県人工授精師協会講習会	20	③
22	22	エコファーム利用推進研修会	30	③
24	24	平成30年度試験成果検討会	22	②
29	29	平成30年度養豚協会総会	10	③
3	7	山梨県流通飼料対策推進検討会	7	③
8	8	平成30年度農業代表者会議	42	①
8	8	平成30年度試験成果発表会	63	①
180	180	家畜市場(12回/年)	180	④
240	240	液体窒素補給日における受精卵受渡し(24回/年)	240	④
30	30	(株)山梨食肉流通センター主催共助会(3回/年)	30	③
18	18	農家探卵(18回/年)	18	④

○令和元年度

月	日	会議名	出席者数	該当
4	12	山梨県銘柄豚普及推進協議会	10	③
	23	平成31年度試験設計会議	25	②
	4	ブランド鶏卵検討会	10	③
6	4	山梨県牛群検定組通常総会	8	③
	28	令和元年度山梨県銘柄豚普及推進協議会総会	11	③
7	4	AW関係生産者聞き取り	12	③
	9	ブランド鶏卵検討会	11	③
	12	令和元年度山梨県家畜改良協会総会	20	③
8	1	令和元年度山梨県肉畜鶏卵共進会	23	③
	2	令和元年度試験研究会(新規課題設計)	24	②
	20	令和元年度山梨県兼鶏協会総会	15	③
9	2	令和元年度試験研究評価委員会	26	①
	24	ブランド鶏卵検討会	9	③
10	24	令和元年度山梨県肉畜鶏卵共進会	16	③
	4	令和元年度山梨県畜産技術連盟総会	20	③
1	15	山梨県人工授精師協会講習会	5	③
	22	令和元年度試験成果検討会	24	②
2	2	AW技術研修会	83	③
	12	農業技術会議	20	③
	25	山梨県飼料作物奨励品種選定会議	10	③
	24	ブランド鶏卵検討会	10	③
	24	家畜市場(12回/年)	180	④
通年		液体栄養素補給日における受精卵受渡し(24回/年)	240	④
		(株)山梨食肉流通センター主催共励会(3回/年)	30	④
		和牛審査(4回/年)	14	④
		農家採卵(15回/年)	15	④

○令和2年度

月	日	会議名	出席者数	該当
4	23	令和2年度試験設計会議	書面	②
	11	飼料米関係豚畜連携検討会		③
7	30	令和2年度山梨県肉畜鶏卵共進会	23	③
	26	令和2年度試験研究評価委員会	19	①
10	6	令和2年度山梨県肉畜鶏卵共進会	16	③
	12	山梨県兼鶏協会理事会	9	③
1	19	令和2年度試験成果検討会	書面	②
	3	ウイスキー船利用検討会	10	③
3	11	令和2年度試験成果発表会	20	①
	年	家畜市場(2回/年)	180	④
通年	年	液体栄養素補給日における受精卵受渡し(24回/年)	240	④
	年	(株)山梨食肉流通センター主催共励会(3回/年)	30	④
	年	和牛審査(4回/年)	13	④
	年	農家採卵(16回/年)	16	④

【問題点及び改善策】

コロナ禍により現場意見の聴取や研究内容へのフィードバックを受ける頻度が減少したの仕方が無いことではある。ただし畜産農家の現場の具体的な要求を研究に反映していくことが当センターの役割でもあるので、意見を研究に落とし込んでいくためのコミュニケーションの方法を検討して、従前程度の頻度で要望や意見を取り入れ研究開発に反映させることを要望する。

生活様式が変化することを前提として、農家のヒアリングをする機会として、オンラインでのミーティングやアンケート等で工夫することで、機会を増やしていくことを要望する。

2.財務事務に関する事項

ア.収入事務について

本所・支所ともに、動物・生産物を売却している。なお同じ動物の中でも、動物と定義されるものは売却を前提とせず飼養を目的としているもの(原則として質の劣化に伴い売却対象となる)であり、生産物と定義するものは繁殖目的として主に生産農家に販売するものである。(山梨県財務規則第139条)

(山梨県財務規則第139条 抜粋)  
 物品の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。  
 四 動物 使役、生産、教材、試験研究等のため飼育する動物をいう。  
 五 生産物 生産若しくは製造を目的とする事業又は試験研究指導のための事業の結果、生産又は製造されたものをいう。

【実施した監査手続】

動物出納簿と生産物出納簿において受払の状況を確かめ、調定同等の関連書類を調査した。

No47 【意見事項】各生産物の売却先候補について(山梨県畜産部農技術センター)

一)

種卵や食卵について、各生産物の売却先候補を増やし、試験研究の財源に寄与するための収益の拡大に繋げる方法の策定を検討することを要望する。

【現状】

本所の生産物出納簿を閲覧したところ、鶏の種卵については年間での売却取引が1件もなく、翌年度において廃棄している。種卵とは、ふ化の用に供する鶏の卵のことである。

理由としては、県内畜産農家は種卵を購入してもそれをふ化させる装置が必要となりコストがかかってしまうため、ふ化したものを直接購入した方が農家の利便性があり、種卵に対する需要がないためである。

【問題点及び改善策】

それぞれ廃棄個数に売却単価をかけた金額は数万円である。金額的損失はわずかであっても、機会損失が生じている。生産物によっては、その売却は試験研究にともなう副次的なものではあるかもしれないが、売却先候補を増やして収益につなげるか、あるいは何らかの形で研究に有効利用するといった余地があるのではないかと考える。

＜契約・支出事務について

【実施した監査手続】

センターにおける財務事務データをもとに、取引金額の大きい支出を抽出して関連する契約や支払の書類を調査した。

予定価格が一定金額を超えるものの一般競争入札をせず随意契約としているものについては、その理由が合理的であることを書面において保存していることを確かめた。

No48 【指摘事項】豚舎における防鳥ネットの設置について（山梨県畜産部農技研センター）

飼養衛生管理基準を満たすべく、豚舎における防鳥ネットの設置を早急に完了させたい。

【現状】

令和2年度、本所において防鳥ネット資材一式4,323千円を購入している（養豚施設防疫強化事業費）。

これは農林水産省の定める飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法第12条の3）がより厳格となり、豚舎や堆肥舎の建物に一定の網目の大きさ以下となるネットを設置することで主にカラスなどの害鳥を防ぎ、豚熱等を予防することが求められたものである。

【飼養衛生管理基準（豚、いのしし）】（令和2年6月30日公布）

野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。以下この項において同じ。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

令和3年9月の往査時点での防鳥ネット設置状況は、豚舎の半分程度であった。パイプ等の材料から組み立てるため手間がかかり、センターの限られた人員体制で即座に完成させるのは容易ではないとのことである。

【問題点及び改善策】

飼養衛生管理基準（令和2年6月30日公布）の改正の概要（農林水産省ホームページ）において、防鳥ネットの設置に関しては下記のように記載されている。

＜飼養衛生管理基準 改正の概要 抜粋＞  
本年6月30日に基準を公布、豚等の基準については7月1日に施行、その他の畜種の基準は10月1日に施行。なお、一部の取組については猶予期間を経て施行。  
豚等の基準  
防護柵及び防鳥ネットの設置、大臣指定地域における放牧場についての取組は11月1日、食品循環資源の飼料利用に係る加熱処理条件、マニユアルの作成、放牧制限への準備措置は来年4月1日に施行。

つまり防鳥ネットは、令和2年11月1日の改正基準施行日の時点で一定の基準を満たすものがしかるべき場所に設置されている必要があったと考えられる。

センターで防鳥ネットを購入したタイミングについては、そもそも購入の支出負担行為の起案が令和3年1月（支払が令和3年4月）となっている。

公布日から1年以上経過した9月現在も設置が完了していないのが現状である。豚熱が発生した際の損害は多大であり、センターを所管する県農政部と協力して設置を早急に完了させたい。

No49 【意見事項】山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている業者の倒産した会社の資格審査基準や、その趨勢、もしくは他の財務諸表の数値の分析について（出納局管理課）

山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている業者が、倒産して、回収が難しい債権が発生した事例があった。山梨県物品等競争入札の申請には、審査が行われており、その中には、申請書や財務諸表などをもとに算出した数値が資格審査基準を満たしていることなどの条件がある。倒産した会社の資格審査基準や、その趨勢、もしくは他の財務諸表の数値を分析し、新たに資格審査基準等に加えるべき要素の有無の検討をするよう要望する。

【現状】

A社の倒産によって、250千円ほど回収が難しい債権が発生し、残高として残っている。これは、指名競争入札によって取引をした業者に対する債権である。当該業者とは、平成29年4月上旬に契約を締結しており、当該業者が倒産したとの情報を入手したのは、同年5月末である。契約違約金としての一部、250千円は、令和3年9月現在においても未回収のままで、当該法人は、法的には破綻していないが実質的に破綻している状況がうかがえる。山梨県物品等競争入札参加資格には、新規申請には審査が必要とされ、資格の有効期間終了後に引き続き物品等入札参加資格の取得を希望する場合には、更新手続きが必要とされる。申請書類には、直近の決算書類が必要であり、それに基づいて算出された資格審査基準が40点以上である者が資格要件として当てはまることとなる。資格審査基準は、年間販売高、自己資本額、流動比率、営業年数、従業員数、技術・社会貢献評価項目等から数値を算出し、その合計が基準点となる。

【問題点及び改善策】

今回、A社は、平成27年10月～平成28年3月において更新手続きを行っており、その審査基準等の書類は廃棄され確認することができなかった（文書保存期間は、5年であり、令和3年度に書類が廃棄）。入札参加資格者の倒産等の情報がデータベース化され、その情報資格審査基準等に生かされていないことが問題である。審査基準等の数値は倒産に至るまでの過程で、どのように変動し、どのような趨勢があるのか。現状の審査基準項目に過不足はないか、他の事例も併せてデータベース化することで、より適時、適格に判断することができると思われる。1者の事例にとどまらず、倒産した会社等の資格審査基準の項目や、その趨勢、もしくは他の財務諸表の数値を分析し、新たに資格審査基準等に加えるべき要素の有無の検討をするよう要望する。

№50 【意見事項】5人未満で行う指名競争入札について（山梨県畜産酪農技術センター・出納局管理課）

指名競争入札は、「原則として5人以上の入札者を指名し、入札指名通知によって行うこととなり、5人未満で行う場合は合理的理由が必要となる」とされているが、5人未満で行う場合に合理的な理由が文章等で明らかにされていないケースがあった。指名競争入札で、原則5人以上の入札者を指名するのは、競争性を確保するためであるので、山梨県物品等入札参加資格者名簿に、該当する業種（物品）の登録者が5人以上いるにもかかわらず、5人未満で入札者を指名するときは、その合理的な理由を文章等で明らかにし保存するよう要望する。

【現状】

山梨県畜産酪農技術センターにおける物品（家畜用飼料）の単価供給の契約において、指名競争入札で事業者を決定している事案があった。山梨県物品等入札参加資格者名簿に基づいて入札者を指名するのであるが、その場合には「原則として5人以上の入札者を指名しなければならない」としている（山梨県財務規則第135条1項）。また、5人未満で行う場合には合理的理由が必要とされている（会計事務ガイドブック支出事務編、5契約②競争入札2一般競争入札の広告及び指名競争入札の場合の指名通知は適正か）。当該物品（家畜用飼料）の単価供給の契約において、4者を指名業者として指名しているが、名簿の登録業種をみると

該当すると思われる業者が10者存在した。担当者に4者しか指名していない理由を質問したところ、畜産経営者を対象に納入できる規模を有する業者は4者に限られる旨を説明された。

【問題点及び改善策】

それらの情報は、参加資格者名簿の情報では得られないものであり、過去の契約実績や地元の実業者等からの情報であることが判明した。間違いないと思われるが、一般競争入札に比べて手続きが簡易な指名競争入札において、競争の原理を働かせるために「原則として5人以上」の指名を定めていると思われる。よって、5人未満で入札者を指名する場合には、その合理的理由が求められる。その理由を明らかにするために、文章で記録することまでは、規則上必要とされていないが、問題は、いたずらに5人未満に指名業者を減らしているのか、合理的理由をもって仕方なく減らしているのかの判断ができないこととなる。場合によっては、業者との癒着等不正の発生する可能性も否めない。よって、5人未満に入札者を指名する場合には、その合理的理由を文章で明らかにし保存するよう要望する。

ウ.財産管理について

【実施した監査手続】

家畜保健衛生上の都合もあり、往査した本所における公有財産や研究設備等の視察は、限定された一部の場所のみで実施した。視察の他、備品原簿等の関連する書類を調査した。

本所の施設については昭和54年移転以降全面的な建替がされておらず、試験研究設備も取得日が昭和や平成初期のものも数多く老朽化が推測される。限られた予算の中で、他の県内機関から借入して有効な利用をしているとのことであった。

**№51 【意見事項】本所におけるチェーンソーの管理方法について（山梨県畜産酪農技術センター）**

本所におけるチェーンソーの管理方法に改善の余地がある。管理簿を作成して厳重な管理をすることを要望する。

**【現状】**

畜産酪農技術センター本所の構内には大量の樹木が生い茂っており、多数のチェーンソーを利用して頻繁に伐採・剪定をしている。このうち備品として備品原簿上で台帳管理しているのは1台のみであり、取得価額が5万円未満の消耗品扱いとなるものは、多数あるものの管理簿が作成されていない。また現状では誰でも必要に応じて持ち出せる状態となっている。

**【問題点及び改善策】**

取扱いに注意を要するものであり、頻繁に使用するものであるからこそ、消耗品であっても別途管理簿を作り、どの部署で何個管理しているか、定期点検をして整備状況に問題がないかを分かるように記載しておくことがリスクの未然防止となる。

また、可能な限り使用記録簿を作り、紛失等がないようにすることを要望する。特にチェーンソーを業務で使用する場合は、使用者は一定の講習を受けている必要がある（労働安全衛生規則36条8）、これに沿った運用を確認できる資料としても使用記録簿は有用と考える。

なお長坂支所についても、マツの木142本をはじめとして公有財産台帳に登録された樹木が多数あり、チェーンソーの使用頻度は高いことが予想されるため、同様の運用を心掛けていただきたい。

**№52 【意見事項】備品原簿の記載について（山梨県畜産酪農技術センター）**

備品原簿の記載につき、備品の使用場所を記載し、より詳細な情報を提供することで、管理台帳としてより有用なものになると考える。備品原簿の記載につき改善を要望する。

**【現状】**

本所・支所の備品原簿には、使用場所の欄が空欄のものや、「当センター」「当所」等、詳細な場所が特定されない記載のものがある。その中には主要備品に定義されるものも複数ある。

**【問題点及び改善策】**

備品のうち、少なくとも100万円以上の主要備品は、下記のとおり毎期棚卸をして必要な報告を実施している。

山梨県財務規則第百六十三条  
出納局管理課長(車両にあつては、庁舎管理室長)の職にある物品出納員は、毎年三月三十一日現在の本庁及びかいにおける主要備品(車両(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。))又は取得価額一件百万円以上の備品をいう。)の現在高を調査し、翌年度五月三十一日までにその結果を会計管理者に報告しなければならない。

このため、これらは具体的な所在地が明らかであるはずであり、台帳上で使用場所を明確にしておくために、備品原簿の使用場所欄に具体的な保管場所を載せておくことを要望する。

**№53 【指摘事項】長坂支所のエアコン設置工事に関して（山梨県畜産酪農技術センター）**

長坂支所のエアコン設置工事に関して、備品原簿又は公有財産台帳へ記載されたい。

**【現状】**

長坂支所の本館および現場管理棟のエアコン工事(3,172千円)については、工事請負費として区分されているが、備品もしくは公有財産の注記情報として、台帳に記載がされていない。

**【問題点及び改善策】**

上記の支所におけるエアコン工事は、建物内に新規に取り付けをしたものとのことである。このような場合、一般に財務会計では器具備品もしくは建物附属設備として資産計上され、一機の資産としての価値を持つものとされる。

どちらに該当するかは取付形態によって判断が分かれるが、明確に建物の構造の一部として扱えるものでない場合は器具備品となると思われる。このような形態のものは、県の財務規則における備品の定義に該当することになる。

第百三十九条 物品の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。  
一 備品 性質又は形状を要することなく、比較的長期の使用に耐え得るもの及びその性質が消耗品に属するものであつても、標本又は陳列品として保管するものをいう。

5万円以上の備品はすべて備品原簿に登録し資産情報として明確にしておくこととなっていることを踏まえると、高額のエアコンが台帳管理されていないことは整合性が取れていないとは言えない。

取付形態に応じて、備品原簿もしくは公有財産台帳の注記情報に登録するべきものと考えられる。

県の考えにおいては、「今回のケースでは、建物と一体となっており、1棟の建物として取り扱うものとしているため、備品や付属設備としては計上していない」ということである。

ただし、戸籍簿というべき公有資産台帳は、「公有財産の現況を的確に把握することが必要である」ため、建物の公有財産台帳へ工事した内容を注記するとともに、台帳価格を増とする手続き（異動報告書の提出）が必要となることから適切に処理されたい。

### 3.3.3. 山梨県総合農業技術センター

#### 【概要】

山梨県総合農業技術センター（以下、総合農業技術センターという）は、以下の業務を行う事で山梨県の農業に関する様々な地域課題に対処する出先機関である。

#### 1) 農業革新支援スタンプ

多様な地域課題に柔軟に対応できるよう試験研究・普及活動・行政の効率的な連携を図るとともに、各専門分野ごとの普及活動の企画立案、普及指導員の研修などを行っている。

#### 2) 環境部

農業の生産性を向上させ、かつ適正な養分バランスに基づいた土壌環境管理技術の開発を目指している。また、近年、消費者の食の安全性に対する意識が高まる中で、安全な作物生産に資するため、土壌・農業用水の分析とともに法令に基づいた肥料、飼料の検査を行っている。また、病害虫防除や鳥獣害対策技術の確立に関する試験研究を行っている。

#### 3) 栽培部

山梨県の地域特性を活かし、高品質で安全性の高い米麦等の普通作物・野菜を安定的に生産できるように、優良品種選定や新しい栽培法の開発等に取り組んでいる。

#### 4) 調査部

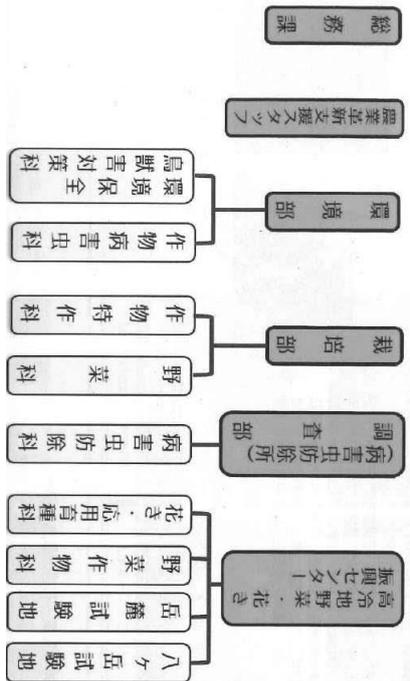
農作物等の病害虫発生予察及び防除指導、植物防疫診断を行うほか、農業の指導取りまわりを行っている。

#### 5) 高冷地野菜・花き振興センター

中山間地域及び高冷地を対象とした地域の特性に合わせた野菜・花き・作物等の品種育成及び栽培試験を行っている。

（出典：山梨県HP参照）

【組織】



(出典：山梨県総合農業技術センター提出資料抜粋)

【目的・役割】

農業に関する総合的な試験研究と新しい技術を開発するための試験研究を行うとともに肥料料その他の分析、検定等を行う事を目的としている。

【実施した監査手続】

- ・職員に対する質問
- ・関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No54 【指摘事項】 備品の適正管理について（山梨県総合農業技術センター）  
（資産活用課）

令和2年度に備品原簿に登録すべき項目が需用費（修繕費）として処理され、備品原簿へ適正に登録されていなかった。適正な物品管理の観点から、物品の区分の管理が適切に機能するように改善されたい。

【現状】

備品原簿で管理すべき備品については次のように定められており、原則として50,000円以上の物品が該当し、50,000円未満の物品については一部について備品とすることと規定されている。

第三百十九条 物品の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 備品 性質又は形状を変えることなく、比較的長期の使用に耐えるもの及びその性質が消耗品に属するものであつても、標本又は陳列品として保管するものをいう。

(出典：山梨県財務規則から抜粋)

第三百十九条関係・・・備品について

1 備品とは、財務規則第三百十九条第一項第一号の規定によるが、特に指定するものを除きその取得価格又は評価額が三万円（平成二十八年度から五万円とする。平成二十七年  
度については、従前のとおり三万円）以上の物品で、一年以上にわたり通常の使用に耐える  
と認められる物品をいう。

2 備品の分類は、別途通知する物品分類表による。

3 次に掲げる物品は、取得価格又は評価額にかかわらず、すべて備品扱いとする。

(1) 机類・椅子類（角（丸）椅子は除く。）

(2) 公印

(3) 国庫補助金等の交付の条件により備品として管理する必要のあるもの

4 次に掲げる物品は、すべて消耗品扱いとする。

(1) カラス製品、陶磁器等（美術品、骨とう品等で高価なものを除く。）で破損し易  
いもの

(2) 記念品、贈答品その他これに類するもの

(3) 試験、研究等のため消費されるもの

5 図書及び情報記録媒体について

(1) 年誌、年鑑等は消耗品扱いとする。

(2) 全集、シリーズもの、分冊本等は消耗品扱いとし、一セット揃ったときに備品に  
区分換える。

(3) 図書館等で閲覧又は貸出しの用に供する図書（雑誌、小冊子の類は除く。）及び  
情報記録媒体並びに資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書は備品扱いとする。

6 機械、器具又は一式の装置の付属品として別途購入したものであるについては、個々に備  
品として扱わず、当該主体をなすものに併合して管理するものとする。

7 公印は、山梨県公印規程により管理する。

8 作業衣は消耗品とし、職員被服等貸与規程を準用する。

9 児童福祉法、身体障害者福祉法又は戦傷病者特別援護法の規定により交付又は修理  
される補装具については、物品の範囲から除くものとする。（平成三年四月一日）

(出典：山梨県財務規則運用通知 アンダーラインは監査人が加筆)

また、備品に該当するものについては、次のように備品原簿を備えることが求められて  
いる。

(かい長の備える帳簿)  
 第二百四十条 かい長は、必要に応じ、次に掲げる帳簿を備えて、所要の事項を記載しなければならない。

- 一 徴収原簿
- 二 歳出予算差引簿
- 三 雑部金受払簿
- 四 れい入簿
- 五 備品原簿
- 六 動物登録簿

(昭四三規則一六・昭五一規則二六・昭五九規則一二・平四規則三四・平一二規則一二)

○・平二四規則三〇・一部改正)

(出典：山梨県財務規則から抜粋、アンダーラインは監査人が加筆)

総合農業技術センサーでは令和2年度に[ハケ岳]ガラスハウス気象観測センサー交換に要する経費として以下の支出を需用費として計上している。

品名	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
温度センサー	式	6	81,900	491,400
サーミスタ保護管セツト	式	7	14,500	101,500
日射センサーセット	式	1	16,300	16,300
風速センサー	式	1	243,900	243,900
雨センサー	式	1	23,700	23,700
小計				876,800
諸経費				30,000
値引				- 26,800
消費税				100,000
合計				1,100,000

(出典：総農セ第3164号支出命令書2000826 添付資料一部抜粋)

【問題点および改善策】

総合農業技術センサーで支出している[ハケ岳]ガラスハウス気象観測センサー交換に関する経費については、以下の点から備品原簿に記載すべき物品であると考えられる。

総合農業技術センサーでは当該経費につき支出する理由として以下の点をあげている。

ハケ岳試験地のガラスハウス気象観測センサーは設置から22年が経過しており、経年劣化がみられ、このままでは花きの試験研究に支障を及ぼす恐れがあることから、センサーの交換を行う。

(出典：〇[ハケ岳]ガラスハウス気象観測センサー交換に関する経費)

以上より、交換前のセンサーは22年使用していたという事であり、当該センサーは財務規則第139条のいう性質又は形状を変えることなく、比較的長期の使用に耐え得るものといえるし、また、そのセンサー一式が一体として機能するのか、または、それぞれが独立して機能するかにより区分が異なる可能性があるが、少なくとも温度センサー、風速センサーについては50,000円以上である。

なお、備品の分類については以下のように定められており、当該センサーは大分類05試験及び計測機器09天体気象観測機器類01気象観測機器に該当すると考えられる。

2 備品の分類は、別途通知する物品分類表による

(出典：財務規則運用通知第139条関係…備品について第2項)

大区分	05 試験及び計測機器	品名(例示)
中区分	09 天体気象観測機器類	ウェザーメーター 雨量受水器 水位計 気圧計 乾湿計 アナログ スト 通風温度計 量水機 日照計 風向計 風速計 六分儀 方位探知機 羅針盤(コンパス) 地震計
	01 気象観測機器	
	02 方位・方向測定器	
	99 その他の天体気象測定機器	

(出典：物品分類表一部抜粋(平成19年10月発行財務規則例規集))

ヒアリングによれば、物品を購入する場合は、「山梨県物品調達管理システム」にて物品要求書を作成する際に規程に基づき物品区分を判断し、区分・物品分類等の入力を行っていることであるが、例えば一定に金額以上の項目については、改めて物品の区分を検討する仕組みを構築する等物品の区分の管理が適切に機能するよう改善されたい。

県側の主張としては、気象観測センサーについて、試験研究用のガラスハウス温室を構成する部品のことだが、ガラスハウスと気象観測センサーはそれぞれ単独で機能し得るものであり(ガラスハウスは建物として機能し、センサーはガラスハウスがなくてもセンサーとして機能する)、一体として建物として計上することは認められないと考える。もし、これが一体として認められるとなると、ガラスハウスの中に気象観測用の機械を設置したり、棚や机を設置したりしてもすべて一体として建物としてよいということになってしまう。一体として処理するか否かは、目的(気象観測目的)が一体かどうかで判断するべきではなく、機能的に一体不可分であるかで判断するべきと考える。